

フランス：2024年オリンピック・パラリンピック競技大会の 運営に関する法律

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 奈良 詩織

目 次

はじめに

I 法律制定の背景

- 1 2024年大会の概要
- 2 2024年大会に関する主要な法律

II 2023年法の概要

- 1 2023年法の審議経過と構成
- 2 2023年法の内容

おわりに

翻訳：2024年オリンピック・パラリンピック競技大会及びその他諸規定に関する2023年5月19日の法律第2023-380号

キーワード：オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、ドーピング対策、大規模イベントのセキュリティ対策

要 旨

2024年のオリンピック・パラリンピック夏季競技大会は、首都パリを中心にフランスで開催される予定である。フランスでは、同大会の円滑な運営に向けた法整備が行われている。2023年5月19日、その一環として「2024年オリンピック・パラリンピック競技大会及びその他諸規定に関する法律第2023-380号」が制定された。同法は、同大会期間中の医療体制、ドーピング検査における遺伝子検査の実施、AIによる監視カメラ画像の処理や観客のチケット携行義務を始めとするセキュリティ対策の強化、商店の日曜営業等の同大会の運営に関する諸規定を定める。このうち、ドーピング対策及び一部のセキュリティ対策を始めとする複数の規定は、同大会以降のイベント等にも適用される。

はじめに

2017年9月、2024年のオリンピック・パラリンピック夏季競技大会（以下「2024年大会」）が、フランスの首都パリ（Paris）で開催されることが決定した。オリンピック夏季競技大会⁽¹⁾がフランスで開催されるのは、第2回大会（1900年開催）と第8回大会（1924年開催）に続き3度目であり⁽²⁾、パラリンピック夏季競技大会は、フランスで初めての開催となる⁽³⁾。

フランスでは、同大会の円滑な運営に向けた法整備が進められており、これまでに、同大会の準備を促進するために体制の整備等を行う2本の法律（12で後述）が制定された。加えて、2023年5月、2024年大会の運営に関して、新たに「2024年オリンピック・パラリンピック競技大会及びその他諸規定に関する法律第2023-380号」（以下「2023年法」）⁽⁴⁾が制定された。同法は、2024年大会の医療体制及び運営に関する諸規定のほか、2024年大会後も継続して適用されるドーピング対策及びセキュリティ対策の強化について定める。

本稿は、Iで2024年大会及びこれまでに制定された2本の法律の概要について記述し、IIで2023年法について紹介する。末尾に2023年法の抄訳を付す。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年11月7日である。

(1) オリンピック憲章第6.2条は、オリンピック競技大会は、オリンピック競技大会（the Games of the Olympiad）とオリンピック冬季競技大会（the Olympic Winter Games）から成ると定める。本稿では、分かりやすくするために、オリンピック競技大会を「オリンピック夏季競技大会」と表記する。「オリンピック憲章〔2021年8月8日から有効〕」2022.1. 公益財団法人日本オリンピック委員会ウェブサイト <<https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2021.pdf>>

(2) 第2回大会と第8回大会は、いずれもパリで開催された。第2回大会は、同年に開催された万国博覧会の付属大会として開催された。

(3) パラリンピック冬季競技大会は、第5回大会（1992年開催）がアルベールヴィル（Albertville）で開催された。

(4) Loi n° 2023-380 du 19 mai 2023 relative aux jeux Olympiques et Paralympiques de 2024 et portant diverses autres dispositions. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047561974>>

I 法律制定の背景

1 2024年大会の概要

2024年大会は、第33回オリンピック夏季競技大会とパリ2024パラリンピック競技大会⁽⁵⁾から成る。第33回オリンピック夏季競技大会では、2024年7月26日から8月11日までの17日間⁽⁶⁾で32競技329種目の試合が行われ、206の国・地域から、難民選手団⁽⁷⁾の選手を含む約10,500人の選手が参加する予定である⁽⁸⁾。41の試合会場が用意され、そのうち15会場（21競技）がパリに設置される。開会式がセヌ川で行われるほか、ヴェルサイユ宮殿、エッフェル塔スタジアム、コンコルド広場といった歴史的な建築物や広場も会場として使用される⁽⁹⁾。パリを含むイル＝ド＝フランス州（Île-de-France）を中心に、パリ以外の都市でも試合が開催される予定であり、例えばパリの北東部に位置するセヌ＝サン＝ドニ県（Seine-Saint-Denis）には、陸上競技等が行われるスタッド・ド・フランス（Stade de France）やアーティスティックスイミングが行われるアクアティクス・センター（Centre aquatique）があるほか、選手村も置かれる。また、サーフィンは、海外領土のフランス領ポリネシア（Polynésie française）のタヒチ（Tahiti）で行われる。観客動員数は約970万人と見込まれており、また約31,500人のボランティアが動員される予定である。

パリ2024パラリンピック競技大会では、2024年8月28日から9月8日までの12日間で22競技549種目の試合が行われ、184の国・地域から、難民選手団の選手を含む約4,400人の選手が参加する予定である⁽¹⁰⁾。19の試合会場が用意され、そのうち11会場（14競技）がパリに設置される。第33回オリンピック夏季競技大会と同様に、パリ2024パラリンピック競技大会でも、パリ市内の歴史的な建築物や広場を会場として使用する予定であり、またパリ以外の都市でも試合が行われる。同大会の観客動員数は、約340万人と見込まれている。

2 2024年大会に関する主要な法律

2017年9月の国際オリンピック委員会（International Olympic Committee: IOC）総会で2024年大会のパリでの開催が決定した後、フランスでは、同大会の円滑な運営に向けた法整備が進められてきた。その一環として最初に成立したのが、全4章30か条から成る「2024年オリンピック・パラリンピック競技大会の組織に関する2018年3月26日の法律第2018-202号」（以下「2018年法」）⁽¹¹⁾である。同法は、2024年大会の準備を容易にし、加速するための措置を多く定めている。第1章（第1条～第8条）は、開催都市契約⁽¹²⁾に関連する規定であり、IOC、国際パ

(5) パリ2024パラリンピック競技大会は、第17回大会である。

(6) ただし、ハンドボール、サッカー及びラグビーの予選トーナメントは、2024年7月24日に開始される予定である。

(7) 紛争や政治的混乱を理由に母国から参加できない選手で構成される選手団。2016年のリオデジャネイロオリンピック夏季競技大会で初めて結成された。

(8) “Jeux Olympiques de Paris 2024.” Paris 2024 website <<https://www.paris2024.org/fr/dates-jeux-olympiques-paris-2024/>>

(9) “Les sites de compétition.” Paris 2024 website <<https://www.paris2024.org/fr/sites-de-competition/>>

(10) “Les Jeux Paralympiques de Paris 2024.” Paris 2024 website <<https://www.paris2024.org/fr/les-dates-jeux-paralympiques/>>

(11) Loi n° 2018-202 du 26 mars 2018 relative à l’organisation des jeux Olympiques et Paralympiques de 2024. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000036742943>>

(12) 大会開催都市が決定した後、IOC、開催都市のある国の国内オリンピック委員会及び開催都市の三者で締結される契約。2024年大会の開催都市契約は、IOC、フランスの国内オリンピック委員会であるフランス国立オリンピック・スポーツ委員会及びパリ市の間で締結された。

ラリンピック委員会 (International Paralympic Committee: IPC) 及び大会組織委員会 (comité d'organisation des jeux Olympiques et Paralympiques: COJOP) を 2024 年大会の主催者として承認すること (第 1 条)、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会に関連する知的所有権⁽¹³⁾ は、フランス国立オリンピック・スポーツ委員会 (Comité national olympique et sportif français: CNOSF) 及びフランス・パラリンピック・スポーツ委員会 (Comité paralympique et sportif français: CPSF) にそれぞれ帰属すること (第 3 条)⁽¹⁴⁾、オリンピックの旗や大会会場及びその周辺における広告に対する広告規制の適用除外 (第 4 条、第 5 条) について定める。第 2 章 (第 9 条～第 23-1 条) は、2024 年大会の開催に必要な基盤施設及び設備に関する規定であり、同大会に関連する都市計画の策定や修正に係る手続の簡素化 (第 9 条、第 10 条)、選手村のほか、大学の学生寮等の活用による 2024 年大会関係者 (組織委員会関係者、選手、報道関係者) の宿泊場所の確保 (第 18 条、第 19 条) 等について定める。第 3 章 (第 24 条) は、大会の安全を確保するために、オルドナンスにより大会関係者専用道路を設置することを定める⁽¹⁵⁾。第 4 章 (第 25 条～第 30 条) は、2024 年大会関係者の倫理及び透明性に関する規定であり、ドーピング対策 (第 25 条)、スポーツ大会関係者に対する贈収賄の定義の明確化 (第 26 条)、COJOP 幹部の資産状況の届出義務 (第 27 条)⁽¹⁶⁾、会計院 (Cour des comptes) による、大会組織に関与する機関の監督 (第 29 条) 等について定める。

2018 年法による法整備の後、追加の法整備を行うために全 4 か条から成る「全国スポーツ機構の設立及び 2024 年オリンピック・パラリンピック競技大会の組織に関する諸規定についての 2019 年 8 月 1 日の法律第 2019-812 号」(以下「2019 年法」)⁽¹⁷⁾ が制定された。第 1 条は、2018 年法第 24 条の適用により制定された大会関係者専用道路に関するオルドナンスを追認した。第 2 条は、2024 年大会を開催するための都市計画や整備等に関する訴訟対応の簡素化・迅速化を図るため、これらの裁判は、パリ行政控訴院 (Cour administrative d'appel de Paris)⁽¹⁸⁾

(13) Propriété intellectuelle. 工業所有権 (propriété industrielle. 一定の新しい創作物及び一定の識別標識を保護する権利の総体。) と著作権から構成される権利の総体。中村紘一ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂, 2012, p. 344.

(14) CNOSF 及び CPSF は、それぞれの大会エンブレムの知的所有権を保持し、またオリンピック及びパラリンピックの旗、シンボル、ロゴ、マスコット、スローガン、ポスター及び関連用語 (「オリンピック」「パラリンピック」「オリンピック」「パラリンピアン」等) の管理を行う (スポーツ法典 (Code du sport. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071318>) L. 第 141-5 条、L. 第 141-7 条)。

(15) 同条に従い制定されたオルドナンス (Ordonnance n° 2019-207 du 20 mars 2019 relative aux voies réservées et à la police de la circulation pour les jeux Olympiques et Paralympiques de 2024. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000038252384>>) は、2024 年 7 月 1 日から同年 9 月 15 日までの間に、競技会場が設置される県及びその隣接県に 2024 年大会関係者及び消防・救急隊のための専用道路を設置することを定めた。なお、オルドナンスは、国会が法律で規定すべき事項について、国会からの授権により政府が定める法規。所定の期間内に追認の政府提出法律案が国会に提出されない限り、オルドナンスは失効する (フランス憲法 (1958 年制定) 第 38 条)。

(16) 資産状況の届出先は、公職の透明性に関する高等機関 (Haute autorité pour la transparence de la vie publique: HATVP) である。HATVP は、2013 年 10 月 11 日の組織法律第 2013-906 号 (Loi organique n° 2013-906 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000028056223>>) により創設された独立行政機関であり、閣僚、議員等の資産状況に関する届出の受理、審査及び管理、利益相反のおそれのある状況に関する意見の表明等を職務とする。服部有希「【フランス】閣僚、国会議員等の利益相反行為の防止及び資産の届出」『外国の立法』No.258-1, 2014.1, pp.8-9. <<https://doi.org/10.11501/8407333>>

(17) Loi n° 2019-812 du 1er août 2019 relative à la création de l'Agence nationale du sport et à diverses dispositions relatives à l'organisation des jeux Olympiques et Paralympiques de 2024. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000038864110>> 2019 年法については、奈良詩織「【フランス】全国スポーツ機構とオリンピックの組織に関する法律の制定」『外国の立法』No.286-1, 2021.1, pp.30-31. <<https://doi.org/10.11501/11613491>> 参照。

(18) 行政控訴院は、第二審の行政裁判機関であり、原則として、地方行政裁判所による第一審判決に対する控訴を管轄する。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.131.

が第一審かつ終審を管轄すると定める。第3条は、オリンピック種目を含むトップレベルのスポーツの強化及び競技力向上を任務とする公益団体「全国スポーツ機構（Agence nationale du sport）」の設置に関する規定をスポーツ法典に加えた。第4条は、オリンピック・マーケティング・パートナー⁽¹⁹⁾の選定は、公平性と透明性を保証し、公開された方法で、CNOSF及びCOJOPにより実施されることを定める。

II 2023年法の概要

1 2023年法の審議経過と構成

2022年12月22日、2018年法及び2019年法に加えて、2024年大会の開催に必要な法整備を行うための新たな法案が大臣会議に提出された。2024年大会は、フランス史上、最大規模のスポーツイベントになると予測されていることから、同法案には、セキュリティ対策を中心に、その開催に必要な特別な措置が盛り込まれた。同法案は、上下両院の審議を経て、2023年4月12日に可決され、60人以上の下院議員の請求により憲法院の合憲性審査⁽²⁰⁾に付されたが⁽²¹⁾、同年5月17日、憲法院は、一部を除いて合憲と判示した⁽²²⁾。同月19日、2023年法が成立し、同法中に施行日に関する定めがあるものを除いて同月21日に施行された。

本法律は、2024年大会に関する医療体制（第1節）、ドーピング対策（第2節）、セキュリティ対策（第3節）、運営に係る諸規定（第4節）及び海外領土に関する規定（第5節）の全5節29か条から成り（表1）、国内安全法典⁽²³⁾、スポーツ法典、交通法典⁽²⁴⁾、教育法典⁽²⁵⁾、民法典⁽²⁶⁾、刑法典⁽²⁷⁾、公衆衛生法典⁽²⁸⁾及び複数の法律の規定を新設し、又は改正する（表2）。本法律には、2024年大会のみを対象とする規定と、2024年大会以降のイベント等にも適用される規定の双方が含まれる⁽²⁹⁾。

(19) 開催都市契約により定められる、オリンピック関連のマーケティング権が付与されるスポンサー企業。①IOCが選定する企業（ワールド・ワイド・オリンピック・パートナー）と、②大会ごとに各国のオリンピック委員会と大会組織委員会が選定する企業（ゴールド・パートナー、オフィシャル・パートナー等）に分かれる。

(20) 通常法律は、大統領、首相、上下両院のそれぞれの議長、60人以上の下院議員又は60人以上の上院議員の請求により大統領審署前に憲法院の合憲性審査に付託される（フランス第五共和制憲法（1958年制定）第61条）。

(21) 請求理由は、ドーピング検査における遺伝子検査の実施に関する第5条に、検査対象の選手の同意を事前に得ることが規定されていないこと、監視カメラ画像のAIによる処理の試行に関する第10条が往來の自由等を侵害し、またその試行期間が大会期間に比して長期であることのほか、複数の規定が違憲とみなされたことである。

(22) フランス・アンチ・ドーピング機構と資金洗浄対策情報局（Traitement du renseignement et action contre les circuits financiers clandestins）との情報共有に関する第7条が違憲と判断された。Décision n° 2023-850 DC du 17 mai 2023. <<https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2023/2023850DC.htm>>

(23) Code de la sécurité intérieure. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000025503132>

(24) Code des transports. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000023086525>

(25) Code de l'éducation. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071191>

(26) Code civil. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070721>

(27) Code pénal. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070719>

(28) Code de la santé publique. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006072665>

(29) 2023年法の規定のうち、応急手当の研修に関する規定（第4条）、ドーピング対策に関する規定（第5条、第6条）、イベント会場のセキュリティ対策に関する規定（第16条～第18条）、車椅子利用者が利用できるタクシーを識別するための目印に関する規定（第28条）等は、2024年大会終了後も永続的な措置として適用される。

表1 2023年法の構成

第1節	治療の提供及び応急手当の研修に関する必要な調整（第1条～第4条）
第2節	ドーピングに対する闘いを強化するための措置（第5条～第8条）
第3節	セキュリティをより保証するための規定（第9条～第19条）
第4節	諸規定（第20条～第28条）
第5節	海外領土に関する規定（第29条）

（出典）2023年法を基に筆者作成。

表2 2023年法による被改正法

条名	被改正法
第4条	【国内安全法典】L. 第726-1条 【教育法典】L. 第312-13-1条
第5条	【スポーツ法典】L. 第232-12-2条（新設） 【民法典】第16-10条、第16-11条 【刑法典】第226-25条 【公衆衛生法典】L. 第1133-1条（削除）
第6条	【スポーツ法典】L. 第232-14条～L. 第232-14-4条
第9条	【国内安全法典】L. 第223-1条、L. 第223-3条、L. 第251-1条～L. 第251-3条、L. 第251-7条（削除）、 L. 第252-1条、L. 第252-2条、L. 第252-4条、L. 第253-2条（削除）、 L. 第253-3条～L. 第253-5条、L. 第254-1条、L. 第255-1条、L. 第272-2条 【交通法典】L. 第1632-2条
第13条	【交通法典】L. 第2251-4-2条 【モビリティの指針に関する2019年12月24日の法律第2019-1428号】第113条
第15条	【国内安全法典】L. 第211-11-1条
第16条	【国内安全法典】L. 第613-3条
第17条	【スポーツ法典】L. 第332-1-2条（新設）、L. 第332-5-1条（新設）、L. 第332-10-1条（新設）
第18条	【スポーツ法典】L. 第332-8条、L. 第332-8-1条（新設）、L. 第332-11条、L. 第332-14条、 L. 第332-16-3条
第19条	【スポーツ法典】L. 第332-16条
第21条	【2024年オリンピック・パラリンピック競技大会の組織に関する2018年3月26日の法律第2018-202号】 第4条、第5条
第24条	【パリの地位及び首都の整備に関する2017年2月28日の法律第2017-257号】第53条
第28条	【交通法典】L. 第3121-1-1条

（注）表中、2023年法により新設された条文には「（新設）」を、削除された条文には「（削除）」をそれぞれ付した。条名のみのは、同法により条文の一部を改正されたもの、条文中に規定を追加されたもの又は条文中の規定の一部削除されたものである。2023年法のうち条名の記載がないものは、被改正法のないものである。また、第8条及び第29条は、海外領土に関する規定であるため、省略した。

（出典）2023年法を基に筆者作成。

2 2023年法の主な内容

(1) 医療体制（第1節）

第1条は、2024年大会の選手村に「オリンピック・パラリンピック総合病院（Polyclinique olympique et paralympique）」を設置することを定める⁽³⁰⁾。これは、各国代表選手並びにIOC及びIPCの関係者が利用することのできる医療センターである。この医療センターの設置及び

(30) 以下、改正理由や背景は、本法律の審議において上下各院の第一読会で提出された報告書（Agnès Canayer, *Sénat Rapport*, N° 248, 2023.1.18. <<https://www.senat.fr/rap/122-248/122-2481.pdf>>; Guillaume Vuilletet, *Assemblée nationale Rapport*, N° 939, 2023.3.9. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/rapports/cion_lois/116b0939_rapport-fond.pdf>)及び修正案を参照した。

運営は、パリ公立病院連合（Assistance publique-hôpitaux de Paris）⁽³¹⁾が担うものとする。

第2条は、2024年大会のボランティアの外国人医師が上記医療センターにおいて医療活動を行うことを認める。また、IOC、IPC又はCOJOPにより認定された外国人医師について、競技会場において出場選手に対する医療行為を実施することを認める。

(2) ドーピング対策（第2節）

第5条は、ドーピング検査の実施に関する規定である。従来、フランスでは、遺伝子検査及び遺伝子型による個人の身元確認の実施は、人体の尊重、人間の尊厳及び私生活の尊重という憲法的原則に基づき、原則として禁じられていた（民法典第16-10条、第16-11条）。一方、「世界アンチ・ドーピング規程」⁽³²⁾は、ドーピング検査の手法に遺伝子検査を含むとしており（同規程第6.2条）、フランスは、2024年大会の開催地に立候補するに当たり、この規程の「全ての要求に応える」ことを表明していた。このため、遺伝子検査を実施できるようにするために法律を改める必要が生じた。そこで、本法律第5条は、他に利用できる検査方法が存在しないことを条件に、フランス・アンチ・ドーピング研究所（laboratoire antidopage français）が遺伝子検査を行うことを認め、その手続を定めたほか（スポーツ法典L.第232-12-2条）、民法典第16-10条、第16-11条等を改正した。提出時の法案では、本法律第5条の施行期間は2024年末までとされていたが、2024年大会以降も同規程を引き続き遵守するために、審議の過程で施行期間に関する規定が削除された。

(3) セキュリティ対策（第3節）

第10条は、2025年3月31日までの試行として、テロ行為又は人々の安全が脅かされるリスクがある大規模イベントの安全を確保するために、人工知能（AI）⁽³³⁾による監視カメラ⁽³⁴⁾画像の処理を認める。対象となるのは、2024年大会を含め、来場数の多さやその環境を理由に、テロ行為の発生や人々の安全が深刻に脅かされるリスクのあるスポーツ、娯楽又は文化に関するイベントであり、画像の収集範囲は、会場及びその周辺並びに会場までの公共交通手段に限

(31) パリ周辺の38の大学病院等を運営する機関。“Nous connaître,” 2023.7.11. Assistance publique-hôpitaux de Paris website <<https://www.aphp.fr/nous-connaître>>

(32) 「世界アンチ・ドーピング規程 2021年1月1日発効」2020.12.公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構ウェブサイト <https://www.playtruejapan.org/entry_img/wada_code_2021_jp_20201218.pdf> 同規程に付随する「禁止表国際基準（The Prohibited List）」（スポーツにおいて禁止される物質と方法が記載された一覧表）は、禁止行為の一つに遺伝子ドーピングを挙げている。遺伝子ドーピングを検出するためには、遺伝子検査を行う必要がある。

(33) 人工知能（AI）について、第10条は、「人工知能（intelligence artificielle）」ではなく、「アルゴリズムの処理（traitement algorithmique）」という語を用いて規定している。これは、「人工知能」の語にフランス法で使用された例がなく、一方で「アルゴリズムの処理」という語には先例があったためである。なお、個人情報の保護に関する監視を行う独立行政機関である情報処理及び自由に関する国家委員会（Commission nationale de l'informatique et des libertés: CNIL）は、「アルゴリズム」を、入力された要素から結果を得ることができるようにするための一連の手順（計算方法等）と定義し、「人工知能」を、アルゴリズムに基づく自動化された論理的プロセスであり、明確に定義されたタスクを実行することができるものと定義している。“Algorithme.” CNIL website <<https://www.cnil.fr/fr/definition/algorithme>>; “Intelligence artificielle.” *ibid.* <<https://www.cnil.fr/fr/definition/intelligence-artificielle>>

(34) ここでいう「監視カメラ」は、フランス語でいう vidéoprotection 及びドローン（無人航空機）に搭載されたカメラのことである。このうち、vidéoprotection は、テロ行為や犯罪のリスクがある場所における人及び財に対する侵害の予防等の目的で、公道や公衆に開かれた場所に設置されるものである。倉庫やオフィスのような公衆に開かれていない場所に設置されるカメラは、フランス語で vidéosurveillance と表記されるが、vidéosurveillance は、第10条の規定の対象とはならない。“Vidéoprotection: quelles sont les dispositions applicables?” 2019.12.13. Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés website <<https://www.cnil.fr/fr/vidéoprotection-queelles-sont-les-dispositions-applicables>>

定される。収集された画像の利用は、国家警察及び国家憲兵隊⁽³⁵⁾等が上記リスクを察知する目的に限られる。AIによる画像処理は、人間の決定を補助するものとして、リスクを察知し、即座に通報することのみを目的に実施される。この画像処理は、いかなる顔認証技術も生体認証技術も使用してはならず、生体認証データも処理してはならない。AIによる画像処理の実施に関する情報が、内務大臣により事前に公開される。

第14条は、2024年7月1日から同年9月15日までの間、パリの警察長官（*préfet de Police*）⁽³⁶⁾の管轄区域を、イル＝ド＝フランス州全域に拡大することを定める⁽³⁷⁾。

第16条は、300人以上の観客を収容する競技会場及びその他スポーツ、娯楽又は文化のイベントが行われる会場へのボディスキナーの設置を認める（国内安全法典L.第613-3条）。ボディスキナーによる身体検査の実施には、検査対象者の事前の明確な同意が必要であり、検査対象者がこれを拒否する場合には、金属探知機等の別の方法で検査を受けることになる。検査により得られる画像では検査対象者の顔が表示されず、また当該画像の分析を行う職員は、検査対象者の身元情報を知ることができない。当該画像の保存及び登録は禁じられる。改正後の同法典L.第613-3条は、2024年大会終了後も継続して適用される。

第17条は、2024年大会及びそれ以降の有料のスポーツ大会において、招待客を含む全ての観客に入場チケットの携行を義務付け、また所定の規模以上の大会の主催者に偽造不可能な記名式の電子チケットの用意を義務付ける（スポーツ法典L.第332-1-2条）⁽³⁸⁾。さらに、同条は、会場への不正な立入りについて二つの軽罪を新設する⁽³⁹⁾。まず、①大会開催中に不正に会場内に立ち入る行為又は立ち入ろうとする行為について⁽⁴⁰⁾、これが再犯として、又は集団で行われた場合に、拘禁刑6か月及び罰金7,500ユーロを科す（同法典L.第332-5-1条）。また、②試合中に会場内の競技エリアに正当な理由なく立ち入り、エリア内にとどまる行為について⁽⁴¹⁾、これが再犯として、又は集団で行われた場合に、罰金7,500ユーロを科す（同法典L.

(35) 国家警察（*police nationale*）及び国家憲兵隊（*gendarmerie nationale*）は、いずれもフランスにおける国家の警察組織で、人口20,000人以上をおおよその基準として、国家警察が都市部を、国家憲兵隊がその他の地域を管轄する。豊田透「フランスの交通機関におけるテロ予防策及び不正行為の取締り」『外国の立法』No.269, 2016.9, p.4. <<https://doi.org/10.11501/10193086>>

(36) 警察長官は、国家警察に属し、パリ周辺において行政警察権限のほか、市民安全体制に関する権限や人及び財の安全の確保に関する権限を行使する。平時における管轄区域は、パリのほかにオー＝ド＝セヌ県（*Hauts-de-Seine*）、セヌ＝サン＝ドニ県、ヴァル＝ド＝マルヌ県（*Val-de-Marne*）、シャルル＝ド＝ゴール国際空港（*Aéroport de Paris-Charles-de-Gaulle*）の用地の一部（ヴァル＝ドワーズ県（*Val-d'Oise*）及びセヌ＝エ＝マルヌ県（*Seine-et-Marne*））、ル・ブルジェ空港（*Aéroport Le Bourget*）の用地の一部（ヴァル＝ドワーズ県）及びオルリー空港（*Aéroport de Paris-Orly*）の用地の一部（エソンヌ県（*Esonne*））である（国内安全法典L.第122-2条）。“*Les missions du préfet de Police,*” 2022.7.22. Préfecture de Police website <<https://www.prefecturedepolice.interieur.gouv.fr/presentation/le-prefet-de-police/les-missions/les-missions-du-prefet-de-police>>

(37) 具体的には、イヴリーヌ県（*Yvelines*）、ヴァル＝ドワーズ県、エソンヌ県及びセヌ＝エ＝マルヌ県が警察長官の管轄下に加えられる。

(38) 同条は、2024年7月1日に施行される。

(39) 本法律第17条により新設されたスポーツ法典L.第332-5-1条及びL.第332-10-1条について、2023年8月9日のデクレ第2023-750号（*Décret n° 2023-750 du 9 août 2023 portant création de contraventions relatives aux atteintes à la sécurité des manifestations sportives.* <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047956197>>）により新設されたスポーツ法典R.第332-21条及びR.第332-22条は、これらの罪が再犯でなく、また集団で行われたものでもない場合には、1,500ユーロの罰金を科すことと定めた。なお、フランスでは、量刑は法定刑を上限として、裁判所が決定する。また、1ユーロは約158円（令和5年11月分報告省令レート）。

(40) 本法律以前の制度では、これらの行為は加害者が酩酊状態の場合にのみ処罰対象とされていたが（スポーツ法典L.第332-4条、L.第332-5条）、加害者が酩酊状態でない場合にも処罰することができるように①が新設された。

(41) 本法律以前の制度では、酩酊状態で競技エリアに立ち入った者が、試合展開を妨害する行為又は人若しくは財の安全を侵害する行為を行った場合を処罰対象としていたが（スポーツ法典L.第332-4条）、酩酊状態でなく、また妨害行為を行っていないとも、競技エリアに立ち入り、退出を拒否してその場にとどまる行為を処罰することができるように②が新設された。

第332-10-1条)。ただし、試合の勝者を祝福するための競技エリアへの立入りは処罰の対象外とする。

(4) 運営に係る諸規定（第4節）

2023年法第4節は、2024年大会の運営に係る規定として、聖火リレーのコース上での広告に対する広告規制の適用除外（第21条）、商店の日曜営業（第25条）⁽⁴²⁾、イル＝ド＝フランス州における車椅子利用者が利用できるタクシーを対象とする営業許可証の追加発行（第26条）⁽⁴³⁾、車椅子利用者が利用できるタクシーを識別するための目印の付与に関する規定（第28条）等を定める。

おわりに

大会の準備を促進することを主な目的とした2018年法及び2019年法とは異なり、2023年法は、フランス史上、例を見ない大規模なスポーツイベントになると予測される2024年大会の運営のための特別な措置を盛り込んだ点が特徴である。特にセキュリティ対策として、AIによる監視カメラ画像の処理を用いた対策強化が試行として実施される予定である。しかし、この試行措置については、プライバシー保護や個人の自由等の観点から、同法の制定以前から懸念の声が上がっていた⁽⁴⁴⁾。このほか、2024年大会を機に、イベント会場におけるセキュリティ対策が強化されることになった。個人のプライバシーや自由を保護しつつ、テロ行為や犯罪行為の発生を未然に防ぐことで、スポーツ選手、観客、ボランティア等の全ての人が安心して大会に関わることができるよう、これらの対策が適正に運用されることが期待されている。

（なら しおり）

(42) フランスでは、労働者の週6日を超える労働は禁じられており、原則として毎週日曜日は休日とされている（労働法典（Code du travail. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006072050>）L.第3132-1条～L.第3132-3条）。第25条は、その例外として、2024年6月15日から同年9月30日まで、試合会場のある都市及びその近隣都市において、商店の日曜営業を認める規定。

(43) フランスでは、タクシー事業を営むためには、コミューンの長又はパリの警察長官が交付する営業許可証を必要とする。この許可証の交付数には上限があり、新規の交付は、所定の条件を満たし、待機リストに登録されている者に対して行われる。この許可証は、有償・無償を問わず譲渡できず、有効期間は5年間である。第26条に基づく試行は、車椅子利用者が利用できるタクシーの台数不足を解消することを目的とするものである。

(44) “Projet de loi JO 2024: vers une normalisation des technologies de surveillance intrusives?” 2023.1.24. Amnesty International France website <<https://www.amnesty.fr/liberte-d-expression/actualites/projet-de-loi-jo-2024-technologies-de-surveillance-intelligence-artificielle>>

2024年オリンピック・パラリンピック競技大会及びその他諸規定に関する 2023年5月19日の法律第2023-380号

Loi n° 2023-380 du 19 mai 2023 relative aux jeux Olympiques et Paralympiques de 2024
et portant diverses autres dispositions

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 奈良 詩織 訳

【目次】 (太字は訳出した箇所)

- 第1節 治療の提供及び応急手当の研修に関する必要な調整 (第1条～第4条)
- 第2節 ドーピングに対する闘いを強化するための措置 (第5条～第8条)
- 第3節 セキュリティをより保証するための規定 (第9条～第19条)
- 第4節 諸規定 (第20条～第28条)
- 第5節 海外領土に関する規定 (第29条)

第1節 治療の提供及び応急手当の研修に関する必要な調整 (第1条～第4条)

第1条

- I. オリンピック及びパラリンピック代表団の構成員並びに国際オリンピック委員会及び国際パラリンピック委員会により認定された者のケアを行うために、これらの者を受け入れている期間中、オリンピック・パラリンピック村⁽¹⁾の中に「オリンピック・パラリンピック総合病院」と称する医療センターを設置し、その設置及び運営は、パリ公立病院連合⁽²⁾が行うものとする。この医療センター及びその設備は、障害のある人々にとって十全にアクセスでき、かつ適切なものとする。

公衆衛生法典⁽³⁾L. 第6323-1条⁽⁴⁾の最後の3項は、この医療センターに適用することができない。

* この翻訳は、Loi n° 2023-380 du 19 mai 2023 relative aux jeux Olympiques et Paralympiques de 2024 et portant diverses autres dispositions. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047561974>> を訳出したものである。ただし、第8条(海外領土に関する規定)及び第22条(ラグビーワールドカップ2023フランス大会に関する規定)の訳出は省略した。[]内は訳者による補記。また、脚注に示した改正後の規定の下線部は、本法律により改正された箇所である。なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年11月7日である。

(1) Village olympique et paralympique. 選手村のこと。2024年オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2024年大会」)の選手村は、パリ近郊のセヌ＝サン＝ドニ県(Seine-Saint-Denis)に設置される予定である。

(2) Assistance publique-hôpitaux de Paris. パリ周辺の38の大学病院等を運営する機関。“Nous connaître,” 2023.7.11. Assistance publique-hôpitaux de Paris website <<https://www.aphp.fr/nous-connaître>>

(3) Code de la santé publique. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006072665>

(4) 公衆衛生法典L. 第6323-1条は、医療センター(centre de santé)の定義に関する規定。同条の最後の3項は、医療センターは診療活動のみを行うこと、医療センターが提供するサービスは医療保険による償還の対象であること及び医療センターは医療又は医療に準ずる行為等を求める全ての者に開かれた施設であることを定める。

この条 III を条件として、公衆衛生法典 L. 第 6323-1-10 条⁽⁵⁾ 及び L. 第 6323-1-11 条⁽⁶⁾ は、この医療センターに適用することができる。

II. この条 I に規定する医療センターは、同 I に規定する者に対してのみ無料でサービスを提供する。社会保障法典⁽⁷⁾L. 第 161-35 条⁽⁸⁾、L. 第 162-32 条⁽⁹⁾、L. 第 162-32-3 条⁽¹⁰⁾ 及び L. 第 162-32-4 条⁽¹¹⁾ 並びに公衆衛生法典 L. 第 6323-1-7⁽¹²⁾ 条は、この医療センターに適用することができない。社会保障法典 L. 第 162-32-1 条⁽¹³⁾ 及び L. 第 162-32-2 条⁽¹⁴⁾ に規定する国の協定は、この医療センターに適用することができない。この医療センターの活動の資金調達及び実施されるサービスに関連する負担の保証の方法は、公衆衛生法典 L. 第 6134-1 条⁽¹⁵⁾ の適用によりパリ公立病院連合と 2024 年オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との間で締結される協定により定められる。

オリンピック及びパラリンピックに有志で関与する者は、この医療センターの活動に参加することができる。これらの者は、[スポーツ選手の] 障害の有無にかかわらず、スポーツ選手の受入、支援及びケアの問題に特に配慮する。

III. 公衆衛生法典 L. 第 6323-1-10 条及び L. 第 6323-1-11 条に規定する医療計画、運営規則及び適合契約の内容並びに医療従事者が医療計画の作成に関与するための条件は、イル＝ド＝フランス州保健庁の長のアレテ⁽¹⁶⁾ により、この医療センターの特徴に適合させる。

IV. この条 I に規定する医療センターの中への医療用核磁気共鳴画像装置及び医療用スキャ

(5) 公衆衛生法典 L. 第 6323-1-10 条は、医療計画 (projet de santé) に関する規定。医療計画は、医療センターが設置される地方の需要に基づき、医療センターの管理者により作成される。同計画は、地方の需要、医療センター及びその分院の連絡先、開院時間及び閉院時間、医療センターの代表者及び医療従事者に関する情報、医療センターの活動の使命、内外の医療従事者との調整に関する内容を含む。

(6) 公衆衛生法典 L. 第 6323-1-11 条は、医療センター及びその分院の開設手続等に関する規定。開設に先立ち、医療センターの管理組織の法定代理人は、州保健庁の長に対して、医療計画及び適合契約 (engagement de conformité) を提出する。適合契約は、医療センター及びその分院の管理組織の法定代理人が、医療センターが法令上の全ての義務を遵守することを誓約するための書類である。

(7) Code de la sécurité sociale. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006073189>

(8) 社会保障法典 L. 第 161-35 条は、医療センターの医療従事者が、医療保険により償還される治療費等に関する書類を、患者に対して電子的に送信することに関する規定。

(9) 社会保障法典 L. 第 162-32 条は、医療保険一次金庫 (caisse primaire d'assurance maladie) が医療センターに支払う補助金に関する規定。同金庫は、フランスの民間部門の労働者を対象とする医療保険制度の管理運営機関であり、県ごとに設置される。

(10) 社会保障法典 L. 第 162-32-3 条は、医療保険一次金庫が、所定の義務違反を理由に、医療センターを、医療センターの代表組織と全国医療保険金庫連合 (Union nationale des caisses d'assurance maladie) との間で締結される全国協定 (以下「全国協定」、後掲注 (13) 参照) の対象外とすることを決定することができることに関する規定。

(11) 社会保障法典 L. 第 162-32-4 条は、全国協定に加盟していない医療センターにおける診療報酬等についての医療保険組織による償還は、全国協定に加盟している医療センターにおける診療報酬等に対する償還とは異なる料金表に基づいて行うことを定める。

(12) 公衆衛生法典 L. 第 6323-1-7 条は、医療センターは、第三者支払制度を採用することを定める。第三者支払制度では、患者の医療費の支払は、医療保険組織が医療従事者に支払うか、被保険者に直接償還するか、いずれかの方法で行われる (社会保障法典 L. 第 160-10 条)。

(13) 社会保障法典 L. 第 162-32-1 条は、全国協定が、医療保険関連組織と医療従事者との関係を定めることに関する規定。全国協定は、5 年以下の期間について締結されるものであり、医療保険一次金庫及び医療センターのそれぞれの義務や、医療センターが行う保健予防活動の実施方法等について定める。

(14) 社会保障法典 L. 第 162-32-2 条は、全国協定、その附則及び契約変更の承認の条件に関する規定。

(15) 公衆衛生法典 L. 第 6134-1 条は、医療公施設法人又は民間の非営利医療施設は、活動の一環として、国際的なものも含む協力活動に参加することができることに関する規定。

(16) アレテ (arrêté) は日本の省令に相当する。

ナーグラフの設置及びその運用は、認められる。公衆衛生法典第6部第1編第2章第2節及び第3節⁽¹⁷⁾は、適用することができない。

これらの設備の使用に当たっては、同法典L.第6124-1条⁽¹⁸⁾に規定する技術的運用条件を遵守する。

患者又は職員の安全に関して緊急の場合、州保健庁の長は、同法典L.第6122-13条⁽¹⁹⁾IIに規定する条件に従い、これらの設備の使用の全部又は一部の即時の中断を言い渡すことができる。

V. 公衆衛生法典L.第5126-1条⁽²⁰⁾I及びL.第5126-4条⁽²¹⁾Iの適用除外として、パリ公立病院連合の施設内薬局は、この条Iに規定する医療センターの中に設置することができる。

当該薬局は、デクレ⁽²²⁾に定める条件に従い、医療センターによるケアを受けていない者を含め、同Iに規定する者に対して、公衆衛生法典L.第4211-1条⁽²³⁾に規定する薬及び商品若しくは物品又は全国医薬品・医療製品安全庁⁽²⁴⁾の意見を徴した後で公衆衛生担当大臣により決定される一覧に定める滅菌医療機器を小売で提供する。

VI. 公衆衛生法典L.第4221-1条⁽²⁵⁾及びL.第4232-1条⁽²⁶⁾の適用除外として、フランス薬剤師会の名簿のセクションA及びセクションDに登録されている薬剤師又はセクション

(17) 公衆衛生法典第6部第1編第2章第2節は、医療施設の設置、治療活動に関連する計画の州保健庁による認可に関する規定。同第3節は、所定の治療活動及び大型の機器の導入条件に関する規定。

(18) 公衆衛生法典L.第6124-1条は、医療施設、治療活動等に適用される技術的運用条件に関する規定。同条に従い、「がん治療に適用することができる技術的運用条件に関する2009年7月29日のデクレ第2009-959号 (Décret n° 2009-959 du 29 juillet 2009 relatif à certaines conditions techniques de fonctionnement applicables à l'activité de soins de traitement du cancer. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000020935250>>)」等が制定された。なお、デクレは日本の政令に相当する。

(19) 公衆衛生法典L.第6122-13条は、治療に際して法令違反等が認められた場合の州保健庁の長による対応に関する規定。これらの場合において、当該長は、被認可者に対して、8日以内に所見及び是正措置を知らせよう求める。同条IIは、患者若しくは職員に危険がある場合、又は被認可者が当該長の要求に応じない場合には、当該長が、認可の即時停止又は治療の提供に必要な技術的手段の運用の即時中断を言い渡すことができることを定める。

(20) 公衆衛生法典L.第5126-1条は、施設内薬局 (pharmacie à usage intérieur) の定義に関する規定。同条Iによると、施設内薬局は、その薬局が所属する施設等により、又はその薬局が設置されている地方の病院グループ等の中でケアを受けた人々の薬剤に関する需要に応える薬局である。

(21) 公衆衛生法典L.第5126-4条は、施設内薬局の設置、移転又は廃止に関する規定。同条Iによると、これらは、州保健庁の長の許可を必要とする。

(22) 2023年11月7日現在、該当するデクレは制定されていない。

(23) 公衆衛生法典L.第4211-1条は、薬剤師の独占業務 (医薬品の調査、販売) に関する規定。

(24) Agence nationale de sécurité du médicament et des produits de santé. 同庁は、フランスにおける医療製品へのアクセスを許可し、その安全性を確保するための公的機関で、健康製品の利用に関する利益とリスクを評価する。“L'ANSM en bref.” ANSM website. <<https://ansm.sante.fr/qui-sommes-nous/>>; “ANSM (Agence nationale de sécurité du médicament et des produits de santé),” 2015.12.20. Ministère des solidarités et de la santé website <<https://solidarites-sante.gouv.fr/ministere/acteurs/agences-et-operateurs/article/ansm-agence-nationale-de-securite-du-medicament-et-des-produits-de-sante>>

(25) 公衆衛生法典L.第4221-1条は、職業倫理を保証することができず、また資格や国籍等の要件を満たさない者が薬剤師として活動することを禁ずる規定。

(26) 公衆衛生法典L.第4232-1条は、フランス薬剤師会 (Ordre national des pharmaciens) を構成するAからHまで (Fは存在しない。) の7つのセクションを定義する規定。フランス薬剤師会に登録している薬剤師は、業務形態により、7つのセクションのいずれかに分類される。このうち、セクションAは薬局の名義所有者 (pharmacien titulaire d'officine. フランスでは、薬局を開設する資格は全ての薬剤師に認められているが、薬局の名義所有者となるには、所定の業務経験を有する登録薬剤師でなければならない。)、セクションDは薬局の補助者 (補助薬剤師 (pharmacien adjoint) 等)、セクションEは海外領土で活動する薬剤師、セクションHは、医療施設又は社会医療施設の施設内薬局及び消防・救急隊で活動する薬剤師である。“Les conseils centraux et régionaux,” 2022.7.12. Ordre national des pharmaciens website <<https://www.ordre.pharmacien.fr/l-ordre/l-institution/les-conseils-centraux-et-regionaux/>>; 稲森公嘉「フランスの薬剤政策 (特集 薬剤政策 (2))」『健保連海外医療保障』114号, 2017.6, pp.8-14.

Eに登録されている薬局及び病院の薬剤師もまた、同名簿のセクションHに登録されていなくとも、この条Vに規定する施設内薬局において活動することができる。これらの薬剤師は、公衆衛生法典L.第4222-3条⁽²⁷⁾の適用により自らが属する薬剤師会の中央評議会又は州評議会に「この条Vに規定する施設内薬局で活動することを」通知する。

第2条

- I. 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会又は2024年パリオリンピック・パラリンピック競技大会の試合の管理を行う大会組織委員会により認定された国際スポーツ連盟の医師は、フランスにおいて職務を遂行するために必要な条件を「満たすことを」証明しない者であっても、試合会場において、当該大会に参加する選手に対して職務を遂行することを認められる。
- II. 国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会又は2024年パリオリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会により認定された公衆衛生法典第4部に規定する医療従事者は、フランスにおいて職務を遂行するために必要な条件を「満たすことを」証明しない者であっても、国際「スポーツ」連盟、オリンピックムーブメント⁽²⁸⁾又はパラリンピック委員会の代表者らに随行する者であれば、当該医療従事者が随行する代表団の構成員に対して職務を遂行することを認められる。この職務遂行は、同法典第6部に規定する医療施設・機関の中では認められない。

公衆衛生担当大臣及びスポーツ担当大臣の共同アレテ⁽²⁹⁾が、このII第1項に規定する組織の一覧及び2024年12月31日を超えない範囲で「職務」遂行の許可が与えられる期間を定める。
- III. オリンピック及びパラリンピックに有志で関与する公衆衛生法典第4部に規定する医療従事者は、フランスにおいて職務を遂行するために必要な条件を「満たすことを」証明しない者であっても、この法律第1条に規定する医療センターにおける職務遂行を認められる。
- IV. この条I、II及びIIIに規定する医療従事者は、その職務遂行において、フランスにおける職務遂行に適用される条件に従う。

第3条

農事・海洋漁業法典⁽³⁰⁾L.第241-1条からL.第241-3条まで⁽³¹⁾の適用除外として、農業担当大臣により作成された一覧に登録されている獣医は、2024年パリオリンピック・パラリンピック競技大会の馬術競技の準備及び開催の枠組みにおいて、大会組織委員会の監督下にある場所で動物に対する医療行為及び外科治療を行うことを認められ得る。

(27) 公衆衛生法典L.第4222-3条は、フランス薬剤師会に対する各セクションへの登録申請に関する規定。

(28) 「オリंपィズムとオリंपィズムの価値に則って実践されるスポーツを通じ、若者を教育することにより、平和でより良い世界の構築に貢献する」(オリंपィック憲章第1.1条)ことを目的とする活動で、国際オリंपィック委員会(International Olympic Committee: IOC)、国際スポーツ連盟、国内オリंपィック委員会等から成る。“What is the Olympic Movement?” IOC website <<https://olympics.com/ioc/faq/olympism-and-the-olympic-movement/what-is-the-olympic-movement>>;「オリंपィック憲章[2021年8月8日から有効]」2022.1.公益財団法人日本オリंपィック委員会ウェブサイト<<https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2021.pdf>>

(29) 2023年11月7日現在、該当するアレテは制定されていない。

(30) Code rural et de la pêche maritime. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071367>

(31) 農事・海洋漁業法典L.第241-1-条からL.第241-3条までは、獣医の登録制に関する規定。

同法典L.第241-17条⁽³²⁾の適用除外として、2024年パリオリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、全国獣医師評議会に、この条第1項に規定する獣医が職務を遂行することを認められた動物治療施設を届け出る。

農業担当大臣及びスポーツ担当大臣の共同アレテ⁽³³⁾が、この条の適用方法、特に第1項に規定する獣医の認可、登録及び職務遂行の条件、動物治療施設の場所並びに2024年12月31日を超えない範囲で職務遂行の認可が与えられる期間を定める。

第4条

I. 国内安全法典⁽³⁴⁾L.第726-1条を次のように改める⁽³⁵⁾。

1° 末尾の「及びL.第721-2条⁽³⁶⁾第1項及び第2項に規定する市民安全 [sécurité civile] に関する主体が所属する公的機関 [の中の権限を付与された組織により、] 又はL.第725-1条⁽³⁷⁾の名目で承認された市民安全に関する団体により」を「、L.第721-2条に規定する市民安全に関する主体が所属する公的機関及び特に応急手当の研修を目的とする団体」に改める。

2° 次の1項を加える。

「コンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽³⁸⁾が、この条の適用条件を定める。当該デクレは、特に様々な組織への権限付与の方法を明確にする。」

II. 教育法典⁽³⁹⁾L.第312-13-1条⁽⁴⁰⁾第3項中、「又は認可団体」を削る。

第2節 ドーピングに対する闘いを強化するための措置 (第5条～第8条)

第5条

I. スポーツ法典⁽⁴¹⁾L.第232-12-1条の後に、次のL.第232-12-2条を加える。

「L.第232-12-2条 I. L.第232-9条⁽⁴²⁾の適用により禁じられる物質又は方法の、スポー

(32) 農事・海洋漁業法典L.第241-17条は、獣医に対して、所定の要件を満たす法人を設立することにより、内科及び外科の診療を総合的に行うことを認める規定。

(33) 2023年11月7日現在、該当するアレテは制定されていない。

(34) Code de la sécurité intérieure. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000025503132>

(35) 改正後の国内安全法典L.第726-1条の規定は次のとおり。

「応急手当に関する教育及び研修の活動は、デクレにより定めるリストの医療施設の機関、L.第721-2条に規定する市民安全に関する主体が所属する公的機関及び特に応急手当の研修を目的とする団体の中の権限を付与された組織により行われる。

コンセイユ・デタの議を経るデクレが、この条の適用条件を定める。当該デクレは、特に様々な組織への権限付与の方法を明確にする。」

(36) 国内安全法典L.第721-2条は、市民安全 (sécurité civile) の活動主体に関する規定である。同条Iは、市民安全に関する任務は、職業消防士、ボランティア消防士、国家機関の職員、軍人及び認可団体職員により遂行されることを定める。なお、市民安全は、あらゆる災害の予防、市民への情報提供及び警告、災害や事故から市民、財産及び環境を保護することを目的とする体制である (同法典L.第112-1条)。

(37) 国内安全法典L.第725-1条は、予定している活動の一つに市民安全に関する活動を掲げる団体は、認可団体となり得ることを定める規定。

(38) 2023年11月7日現在、該当するデクレは制定されていない。

(39) Code de l'éducation. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071191>

(40) 教育法典L.第312-13-1条は、義務教育における救急部門に関するリスクの予防等に関する啓発及び応急手当の学習の機会の提供に関する規定。同条第3項は、応急手当の学習に関する情報提供は、同法典L.第726-1条に従い権限を付与された組織又は認可団体により行われることを定めていた。

(41) Code du sport. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006071318>

(42) スポーツ法典L.第232-9条は、ドーピングの定義及びその禁止に関する規定である。同条により禁止されるのは、「世界アンチ・ドーピング規程 (World Anti-Doping Code)」に付随する「禁止表国際基準 (The Prohibited

ツ選手の検体における存在及びその当該スポーツ選手による使用を明らかにすることを唯一の目的として、フランスにおいて世界アンチ・ドーピング機構により認定された研究所は、他に利用可能な技術がこれ [L. 第 232-9 条の適用により禁じられる物質又は方法] を発見することができない場合には、当該研究所に送付されたスポーツ選手の血液又は尿の検体を基に、次に掲げる場合についての調査のために、遺伝子型の比較及び遺伝学的特徴の検査を行うことができる。

「1° 同種血⁽⁴³⁾の投与

「2° 採取した検体の取替え

「3° L. 第 232-9 条の適用により禁じられる物質の内部生産 [production endogène] を誘導する機能において引き起こされる一又は複数の遺伝子における遺伝学的変異

「4° パフォーマンス向上の目的で身体の特徴を修正することができる遺伝子操作

「II. 検査対象者は、採取に先立ち、特にスポーツの試合への登録時に、次に掲げることを明確に通知される。

「1° 採取した検体が、[分析の] 性質及び目的を明確にしつつ、この条 I に規定する分析の対象となる可能性

「2° 民法典⁽⁴⁴⁾ 第 16-10 条⁽⁴⁵⁾ II の 3° 及び 4° に規定する態様に従い、その者自身又は関係する可能性のあるその家族の構成員のために、予防措置又は治療措置を [必要とすることを] 証明する疾患の原因となり得る遺伝学的特徴及びその結果の付随的な発見の可能性

「III. この条 I に規定する分析は、変名を付された検体に対して、適切なゲノムの部分にのみ行われる。分析データは、スポーツ選手の身元情報を明らかにし、[又は] 与えられた遺伝的特徴に基づくスポーツ選手のプロファイリング若しくはスポーツ選手の選別に使われるに至ってはならない。

「当該分析は、非コード DNA⁽⁴⁶⁾ の断片を基に行われ、又は、遺伝学的特徴の検査を必要とするならば、[当該分析により] 調査されている以上の情報を提供するに至ってはならず、また個人の遺伝学的特徴全体を知り得るものであってもならない。

「分析された遺伝学的データは、当該情報がいかなる禁止物質の存在も、若しくはいかなる禁じられた方法の使用も明らかにしない場合、又は開始された懲戒訴追⁽⁴⁷⁾ 若しくは刑事訴追の終結に当たり、当該情報が禁止物質の存在又は禁じられた方法の使用を明らか

List)」(スポーツにおいて禁止される物質と方法が記載された一覧表)に記載されている物質及び方法である。

(43) 他人の血液のこと。

(44) Code civil. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070721>

(45) 民法典第 16-10 条は、人の遺伝学的特徴の検査に関する規定。同条 I は、個人の体質に関する遺伝学的特徴の検査は、医療目的又は科学研究の目的においてのみ行われるものとし、その実施に先立ち、本人の同意が必要であることを定める。また、同条 II の 3° 及び 4° は、同意に先立ち、本人に通知される事項として、遺伝学的特徴の検査により、当初の目的や指標とは関係ないものの、本人又はその家族による遺伝カウンセリング等の予防措置又は治療の利用につながる特徴が付随的に発見される可能性 (3°)、予防措置又は治療が必要と認められる遺伝的異常が見つかった場合、当初の目的等とは無関係の検査結果が明らかになることを拒否することが本人又はその家族に及ぼすリスク (4°) を挙げる。

(46) 生物のゲノムのうち、タンパク質をコードしていない領域のことを指し、遺伝子の発現調節のほか、染色体を制御、維持する機能 (DNA 複製の開始等) を担う。ヒトゲノムの場合、約 98% をこの領域が占める。「非コード DNA」遺伝学普及会日本遺伝学会編『遺伝学の百科事典—継承と多様性の源—』丸善出版, 2022, pp.118-119.

(47) Poursuite disciplinaire. 職業倫理規範に違反した公務員、司法官又は規制された自由職業者の構成員に対して提起される訴え。中村ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂, 2012, p.325.

にした場合には、遅滞なく破棄される。

〔IV. これらの分析から生じるデータ処理は、Iに規定する目的の追求に必要なデータに厳格に制限される。当該目的から生じる分析及びデータ処理は、情報処理及び自由に関する国家委員会⁽⁴⁸⁾の意見を徴した後で制定されるコンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽⁴⁹⁾により定められる条件及び方法に従い、実施される。

〔V. [検査対象者] 本人又は関係する可能性のあるその家族の構成員のための予防措置又は治療措置を[必要とすることを]証明する疾患の原因となる遺伝学的特徴を付随的に発見した場合には、本人が[通知されることに]事前に反対している場合を除いて、検査対象者は、そのような発見の存在を通知され、公衆衛生法典第1部第1編第3章第1節⁽⁵⁰⁾に定める条件に従い実施されるケアのために、遺伝学における資格を有する医師の診察を受けるよう勧められる。〕

II. 民法典を次のように改める。

1° 第16-10条IIIの後に、次のIIIの2を加える。

〔IIIの2 この条Iの例外として、個人の体質に関する遺伝学的特徴の検査もまた、ドーピングに対する闘いを目的として、スポーツ法典L.第232-12-2条に規定する条件に従い行われる。〕

2° 第16-11条⁽⁵¹⁾4°の後に、次の5°を加える。

〔5° スポーツ法典L.第232-12-2条に規定する条件に従い、ドーピングに対する闘いの目的〕

III. 刑法典⁽⁵²⁾第226-25条を次のように改める⁽⁵³⁾。

〔第226-25条 I. 医療、科学研究又はドーピングに対する闘い以外の目的で個人の遺伝学的特徴の検査を行うことに拘禁刑1年及び罰金15,000ユーロを科す⁽⁵⁴⁾。

〔II. 民法典第16-10条に規定する条件に従い、事前に本人の同意を得ずに、医療又は科学研究の目的で個人の遺伝学的特徴の検査を行うことに拘禁刑1年及び罰金15,000ユーロを科す。

〔III. スポーツ法典L.第232-12-2条に規定する条件に従い、[遺伝学的特徴の検査の実施について]本人に事前に通知せず、ドーピングに対する闘いの目的で個人の遺伝学的特徴の検査を行うことに拘禁刑1年及び罰金15,000ユーロを科す。〕

(48) Commission nationale de l'informatique et des libertés. 情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第78-17号 (Loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000000886460>>) が遵守されているか監視する委員会。同法は、私生活及び自由を保障する目的で、公的及び私的情報ファイルの管理を規制し利害関係人のための開示請求権及び訂正請求権を整備する。同上, p.300.

(49) 2023年11月7日現在、該当するデクレは制定されていない。

(50) 公衆衛生法典第1部第1編第3章第1節は、遺伝学的特徴の検査並びに遺伝子型及び親族の情報に基づく身元確認の実施方法に関する規定。

(51) 民法典第16-11条は、遺伝子型による身元確認に関する規定。同条は、このような身元確認の実施目的を厳格に制限している。

(52) Code pénal. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070719>

(53) 改正前の刑法典第226-25条は、医療若しくは科学研究以外の目的で、又は事前に本人の同意を得ずに医療若しくは科学研究の目的で、個人の遺伝学的特徴の検査を行うことに拘禁刑1年及び罰金15,000ユーロを科すことを定めていた。

(54) フランスでは、量刑は法定刑を上限として、裁判所が決定する。また、1ユーロは約158円(令和5年11月分報告省令レート)。

IV. 公衆衛生法典 L. 第 1133-1 条⁽⁵⁵⁾ を削除する。

V. 遅くとも 2025 年 6 月 1 日までに、政府は、この条の実施に関する評価報告書を議会に提出する。当該評価報告書はまた、国家生命健康科学倫理諮問委員会⁽⁵⁶⁾ 及び情報処理及び自由に関する国家委員会にも伝達される。

第 6 条

スポーツ法典を次のように改める。

1° L. 第 232-14 条⁽⁵⁷⁾ 第 1 項を次のように改める。

- a) 第 1 文中、「L. 第 232-13-1 条⁽⁵⁸⁾ に」を「L. 第 232-13-1 条 1° から 3° までに」に改める。
- b) 第 2 文を削る。

2° L. 第 232-14-1 条を次のように改める⁽⁵⁹⁾。

- a) 第 1 項末尾の「内面」の後に「[対象となる] スポーツ選手が L. 第 232-15 条に規定するカテゴリーの一つに所属している場合、国際的なスポーツ機構の対象となる団体若しくは外国の国家アンチ・ドーピング組織に属している場合又は国際スポーツ大会に参加する場合には、」を加える。
- b) 1° 及び 2° を削除する。
- c) 最終項の前に次の 1 項を加える。

「その上、当該検査が 23 時から 5 時までの間に行われる場合には、スポーツ選手に対して、当該スポーツ選手がこの節の規定に違反することについての重大かつ一致した疑い及び証拠隠滅のリスクが存在しなければならない。」

(55) 公衆衛生法典 L. 第 1133-1 条は、本法律による改正前の刑法典第 226-25 条を引用して同一の内容を規定していた。

(56) Comité consultatif national d'éthique pour les sciences de la vie et de la santé. 1983 年 2 月に設置された、生命科学、医学の進歩等によって発生する倫理的問題に対して、政府機関からの諮問への答申又は自発的な意見具申を行う機関。安藤英梨香【「フランス」生殖補助医療に関する国家倫理諮問委員会の意見書】『外国の立法』No.273-2, 2017.11, pp.8-9. <<https://doi.org/10.11501/10984034>>

(57) スポーツ法典 L. 第 232-14 条は、ドーピング検査を実施するフランス・アンチ・ドーピング機関の職員又は当該機関に代わって検査を実施する職員が、ドーピング検査を実施し得る場所（後掲注(58)参照）に立ち入ることができる時間を定める規定。これらの職員は、当該場所に 6 時から 23 時までの間にのみ立ち入ることができるが、当該場所が公衆に開かれている場合、又はスポーツ大会若しくは練習が当該場所で行われている場合には、常時立ち入ることができる。

(58) スポーツ法典 L. 第 232-13-1 条は、ドーピング検査を実施し得る場所に関する規定。同条によると、ドーピング検査は、練習場所又は大会会場（1°）、身体的活動又はスポーツ活動が行われる施設（2°）で実施できるほか、選手本人の私生活及びプライバシーを尊重した上で、いかなる場所でも実施することができる（3°）。

(59) 改正後のスポーツ法典 L. 第 232-14-1 条の規定は次のとおり。なお、以下、フランス語と日本語の構造の差異により、原文と訳文では文言の配置等が異なる場合がある。

「L. 第 232-13-1 条及び L. 第 232-14 条の規定の適用とは別に、L. 第 232-12 条に規定する検査作業及び世界アンチ・ドーピング規程に署名した国際スポーツ団体の管轄下の監督作業は、[対象となる] スポーツ選手が L. 第 232-15 条に規定するカテゴリーの一つに所属している場合、国際的なスポーツ機構の対象となる団体若しくは外国の国家アンチ・ドーピング組織に属している場合又は国際スポーツ大会に参加する場合には、スポーツ選手の私生活及び [私生活の] 内面を尊重しながら、23 時から 6 時までの間にスポーツ選手の自宅又は宿泊場所で行われ得る。

[1° 及び 2° 削除]

その上、当該検査が 23 時から 5 時までの間に行われる場合には、スポーツ選手に対して、当該スポーツ選手がこの節の規定に違反することについての重大かつ一致した疑い及び証拠隠滅のリスクが存在しなければならない。

検査作業は、スポーツ選手の権利に対する侵害と、試合の誠実さ及び当該スポーツ選手の健康の保護というドーピングに対する闘いの争点との間の厳密な均衡を保証する条件下で行われる。当該検査作業は、サンプルの採取及び当該スポーツ選手の観察記録の収集に限られる。」

- d) 最終項第2文の末尾に「及び当該スポーツ選手の観察記録の収集に」を加える。
- 3° L. 第232-14-2条1°中、「中」の後に「L. 第232-14-1条第1項に規定する〔国際的なスポーツ機構の〕対象となる団体に加盟している期間〔中〕、又はそうでなければ、」を加える⁽⁶⁰⁾。
- 4° L. 第232-14-3条を次のように改める⁽⁶¹⁾。
- a) 第1項を次のように改める。
- 「により」を「の理由を付した決定に基づき」に改める。
 - 「同L. 第232-14-1条に規定する基準に照らして、」を加える。
- b) 第2項を削る。
- 5° L. 第232-14-4条を次のように改める⁽⁶²⁾。
- a) 第1項の末尾に次の1文を加える。「勾留決定裁判官〔*juge des libertés et de la détention*〕は、それ〔当該選手による違反の疑い並びに証拠隠滅のリスク〕が存在する全ての場合において、スポーツ選手に対して、当該選手がこの節の規定に違反していること又は違反することになることについての重大な、かつ一貫する疑い並びに証拠隠滅のリスクを証明する。」
- b) 第4項を削る。

第7条

[2023年5月17日の憲法院判決第2023-850号により削除]

第8条

[海外領土に関する規定のため省略]

第3節 セキュリティをより保証するための規定（第9条～第19条）

第9条

- I. 国内安全法典第2編を次のように改める。

-
- (60) 改正後のスポーツ法典L. 第232-14-2条の規定は次のとおり。
- [L. 第232-14-1条に規定する検査作業は、スポーツ選手がフランス・アンチ・ドーピング機構の検査部門の長又は権限を有する国際スポーツ団体に自らの同意を通知する場合にのみ行われ得る。
[第2項から第4項まで省略]
検査作業は、次に掲げる期間中に行われ得る。
1° L. 第232-14-1条第1項に規定する〔国際的なスポーツ機構の〕対象となる団体に加盟している期間中、又はそうでなければ、同意がこの条第3項に規定する条件下で得られるならば、同意の受領から起算して3か月間（暗黙のうちに1回更新が可能。）
[第7項以下省略]]
- (61) 改正後のスポーツ法典L. 第232-14-3条の規定は次のとおり。
- [L. 第232-14-2条に規定する条件に従い、スポーツ選手の同意が得られた場合には、L. 第232-14-1条に規定する検査の実施は、同L. 第232-14-1条に規定する基準に照らして、フランス・アンチ・ドーピング機構の検査部門の長の理由を付した決定に基づき、迅速に行われ得る。
[第2項削除]]
- 削除された第2項は、フランス・アンチ・ドーピング機構の検査部門の長は、検査の実施について、スポーツ選手の権利に対する侵害とドーピングに対する闘いの争点とが厳格にバランスの取れたものであるよう留意すべきことを定めていた。
- (62) スポーツ法典L. 第232-14-4条は、ドーピング検査の対象となったスポーツ選手が、検査への事前の同意を拒否する場合には、所定の勾留決定裁判官（*juge des libertés et de la détention*）が検査の実施を決定することができることに関する規定。削除された第4項は、共和国検事（*procureur de la République*）が、検査の実施計画について事前に通知され、またこれに反対できることに関する規定。なお、勾留決定裁判官は、勾留を命じ、又は延長する権限を有する裁判官。中村ほか監訳, *Termes juridiques* 研究会訳 前掲注(47), p.246.

1° L. 第 223-1 条を次のように改める⁽⁶³⁾。

- a) 第 1 項冒頭を「保護ビデオシステムは、(途中改正なし)⁽⁶⁴⁾ 機関により公道上で、(途中改正なし) 運用され得る。」に改める。
- b) 第 2 項冒頭の「これらの [保護ビデオを用いて公道上で撮影された画像の伝達及び登録の] 作業もまた [中略] 行われ得る」を「これらのシステムは、[中略] もまた運用され得る」に改める。

2° L. 第 223-3 条第 2 項中、「L. 第 252-1 条 (第 2 項)、」を削る⁽⁶⁵⁾。

3° L. 第 251-1 条を次のように改める。

「L. 第 251-1 条 L. 第 251-2 条に規定する条件を満たす保護ビデオシステムは、この章、[[] 個人データの処理に関連する自然人の保護及び当該データの自由な流通に関する、並びに指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU) 2016/679 (一般データ保護規則) [[]⁽⁶⁶⁾ 及び [[] 情報処理、情報ファイル及び自由にに関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号 [[] により規制される個人データの処理である。」

4° L. 第 251-2 条を次のように改める⁽⁶⁷⁾。

- a) 第 1 項冒頭を次のように改める。「保護ビデオシステムは、(途中改正なし) 機関により公道上で運用され得る。」
- b) 最終項の前の項中、「これらの作業 [保護ビデオを用いて公道上で撮影された画像の伝達及び登録の] 作業もまた [中略] 行われ得る」を「保護ビデオシステムは、[中

(63) 改正後の国内安全法典 L. 第 223-1 条の規定は次のとおり。

「保護ビデオシステムは、テロ行為の予防の目的で、権限を有する公的機関により公道上で、またその他の法人により、当該法人の建物及び設備のごく近辺の保護のために、テロ行為にさらされ得る場所において運用され得る。

これらのシステムは、これらの場所及び施設がテロ行為にさらされ得る場合に、人々及び財産の安全を保障する目的で、公衆に開かれた場所及び施設においてもまた運用され得る。

〔最終項省略〕

なお、保護ビデオ (vidéoprotection) は、日本の監視カメラに相当するもので、公道や公衆に開かれた場所に設置される。

(64) 以下、条文中に明文で「(le reste sans changement)」と規定されている箇所は「(途中改正なし)」と記載し、フランス語と日本語の構造の差異から途中の法文が省略されていることを補記する必要がある場合には「[[中略]]」と記載する。

(65) 国内安全法典 L. 第 223-3 条第 2 項は、県における国の代表者 (représentant de l'Etat dans le département) 又はパリにおいて警察長官 (préfet de Police) による決定に基づき実施される保護ビデオシステムに適用される同法典の規定を列挙している。削除された L. 第 252-1 条第 2 項については、後掲注 (71) 参照。なお、県における国の代表者は、県地方長官 (préfet) のことであり、中央行政権に直属し、管轄地域において国を代理し、一定の行政・司法警察の権限を有する。警察長官は、国家警察に属し、パリ周辺における行政警察権限のほか、市民安全に関する権限、人及び財産の安全の確保に関する権限を行使する。“Les missions du préfet de Police,” 2022.7.22. Préfecture de Police website <<https://www.prefecturedepolice.interieur.gouv.fr/presentation/le-prefet-de-police/les-missions/les-missions-du-prefet-de-police>>

(66) Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation), OJ L119, 2016.5.4, pp.1-88. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32016R0679>> 同規則については、島村智子「【EU】一般データ保護規則 (GDPR) の適用開始」『外国の立法』No.276-1, 2018.7, pp.2-6. <<https://doi.org/10.11501/11117153>> 参照。

(67) 改正後の国内安全法典 L. 第 251-2 条の規定は次のとおり。

「保護ビデオシステムは、次に掲げる目的で、権限を有する公的機関により公道上で運用され得る。

〔第 2 項から第 12 項省略〕

保護ビデオシステムは、当該場所及び施設が特に攻撃又は窃盗のリスクにさらされている場合に、人々及び財産の安全を保障する目的で、公衆に開かれた場所及び施設においてもまた運用され得る。

〔最終項省略〕

略]もまた運用され得る」に改める。

- 5° L. 第251-3条第2項を削る⁽⁶⁸⁾。
- 6° L. 第251-7条⁽⁶⁹⁾及びL. 第253-2条⁽⁷⁰⁾を削除する。
- 7° L. 第252-1条⁽⁷¹⁾第2項を削る。
- 8° L. 第252-2条第1項末尾の「本法律の」を「この章の」に改める⁽⁷²⁾。
- 9° L. 第252-4条を次のように改める⁽⁷³⁾。
 - a) 第2項末尾の「内務 [大臣]」の後を削る。
 - b) 最終項を削る。
- 10° 第5章第3節の見出しの末尾の「及びアクセスの権利」を削る⁽⁷⁴⁾。
- 11° L. 第253-3条第1項第1文冒頭の「情報処理及び自由に関する国家委員会の構成員、
[[] 情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第78-17号 [[]
第10条⁽⁷⁵⁾最終項に規定する条件に従い権限を付与された機関の職員並びに」を削る⁽⁷⁶⁾。
- 12° L. 第253-4条第1文中、「情報処理及び自由に関する国家委員会の、」を削る⁽⁷⁷⁾。
- 13° L. 第253-5条を次のように改める⁽⁷⁸⁾。
 - a) 第1項を削る。
 - b) 第2項中、「又は情報処理及び自由に関する国家委員会」を削る。
 - c) 最終項を削る。
- 14° L. 第254-1条を次のように改める。
「L. 第254-1条 県保護ビデオ委員会の活動を妨害することに拘禁刑1年及び罰金

(68) 国内安全法典L. 第251-3条は、保護ビデオの撮影範囲に関する規定。削除された第2項は、公衆が、保護ビデオシステムの存在等について、明確に、かつ恒常的に通知されることを定めていた。

(69) 国内安全法典L. 第251-7条は、政府は、毎年、個人情報保護に関する監視を行う独立行政機関である情報処理及び自由に関する国家委員会 (Commission nationale de l'informatique et des libertés: CNIL) に、県保護ビデオ委員会の活動等に関する報告書を提出することを定めていた。

(70) 国内安全法典L. 第253-2条は、CNILによる、保護ビデオシステムの適正な利用の監督について定めていた。

(71) 国内安全法典L. 第252-1条は、保護ビデオシステムの設置は、県における国の代表者の許可を必要とすることに関する規定。削除された第2項は、公道又は公衆に開かれた場所に設置される所定の保護ビデオシステムは、1978年1月6日の法律第78-17号に規定する条件に従い、許可されることを定めていた。

(72) 国内安全法典L. 第252-2条は、県における国の代表者の許可は、保護ビデオシステムの運用責任者又は画像の確認に係る責任者の地位等に関連する予防措置を定めることに関する規定。

(73) 改正後の国内安全法典L. 第252-4条第2項は、設置される保護ビデオシステムは、内務大臣のアレテにより定める技術的規範に適合するものでなければならないことを定める規定。第2項の削除された規定は、技術的規範への適合について、当該規範を定めるアレテの公布後、2年が経過してから、当該規範に適合したものとならなければならないことを定めていた。また、最終項は、2000年1月1日以前に保護ビデオシステムに付与された許可は、2012年1月24日に期限が切れることを定めていた。

(74) 改正後の国内安全法典第5章第3節の見出しは、「監督」。

(75) 1978年1月6日の法律第78-17号第10条は、所定の任務に参加するために招集される者は、CNILによりその権限を付与されることを定める規定。

(76) 改正後の国内安全法典L. 第253-3条は、県保護ビデオ委員会の委員による保護ビデオシステムが実施されている場所等へのアクセスに関する規定であり、本法律の改正以前は、当該委員のほかに、CNILの職員等にもアクセスの権利が認められていた。

(77) 国内安全法典L. 第253-4条は、無許可で保護ビデオシステムを設置する施設の一時的閉鎖に関する規定。改正前の規定では、CNILの委員もそのような施設の閉鎖を要求し、又は提案することができたが、改正後の規定では、県保護ビデオ委員会のみが施設の閉鎖を要求し、又は提案することができる。

(78) 国内安全法典L. 第253-5条は、保護ビデオシステムの機能に関連する問題への対応に関する規定。削除された第1項は、関係者が、自らが関係する録画へのアクセス又はその破棄のために、保護ビデオシステムの責任者に問い合わせることができることを定めていた。改正前の第2項は、上記の問題に関する審判の付託先を定める規定であるが、付託先からCNILが除外され、付託先が県保護ビデオ委員会に限定されることになった。削除された最終項は、改正前の第1項及び第2項が当事者の提訴権を妨げないことを定めていた。

15,000 ユーロを科す。」

15° L. 第 255-1 条を次のように改める。

「L. 第 255-1 条 この章の適用及び保護ビデオシステムにより収集されたデータの利用の方法は、情報処理及び自由に関する国家委員会の意見を徴した後で制定されるコンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽⁷⁹⁾により明確にする。当該デクレは、公衆が、保護ビデオシステムによる個人データの処理の存在、及び [] 個人データの処理に関連する自然人の保護及び当該データの自由な流通に関する、並びに指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則 (EU) 2016/679 (一般データ保護規則) [] 並びに [] 情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号 [] に基づき当事者が権利を行使することのできる方法について通知される条件を定める。」

16° L. 第 272-2 条最終項を削る⁽⁸⁰⁾。

II. 交通法典⁽⁸¹⁾L. 第 1632-2 条最終項の前の項を削る⁽⁸²⁾。

第 10 条

I. 2025 年 3 月 31 日までの試行として、来場者数の多さ又はその環境を理由に、特にテロ行為又は人の安全に対する重大な侵害のリスクにさらされているスポーツ、娯楽又は文化に関する大会の安全を確保するという目的のために限り、これらの大会を受け入れる場所及びその周辺、公共交通手段の車両及びそのために使用される土地並びにこれらが通行する路線において、国内安全法典 L. 第 252-1 条に基づいて認可された保護ビデオシステムを用いて、又は同法典第 2 編第 4 章第 2 節⁽⁸³⁾に基づいて認可された航空機に設置されたカメラを用いて収集された画像は、アルゴリズムによる処理⁽⁸⁴⁾の対象となり得る。これらの処理は、これらのリスクを呈し得る、又は [リスクが] 明らかになり得る所定の出来事をリアルタイムで検知し、国家警察及び国家憲兵隊、消防・救急隊、市町村警察並びに SNCF [フランス国有鉄道] 及びパリ交通公団⁽⁸⁵⁾ の内部治安部隊により、これらの組織の

(79) 2023 年 11 月 7 日現在、該当するデクレは制定されていない。

(80) 国内安全法典 L. 第 272-2 条は、集合住宅の共用部分の占拠により人々の自由な往来等が妨げられている場合に当該共用部分を保護するために行われる、治安維持を担うサービス (警察等) への画像の送信に関する規定。削除された最終項は、自動処理において利用されるシステム等は、同条の適用対象外であると定めていた。

(81) Code des transports. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000023086525>

(82) 交通法典 L. 第 1632-2 条は、人又は財産への侵害が懸念される状況において公共交通機関の車両等を保護するために行われる、警官隊への画像の送信に関する規定。削除された最終項の前の項は、自動処理において利用されるシステム等は、同条の適用対象外であると定めていた。

(83) 国内安全法典第 2 編第 4 章第 2 節 (L. 第 242-1 条～L. 第 242-8 条) は、国家警察 (police nationale)、国家憲兵隊 (gendarmerie nationale) 及び市民安全に携わる者による公共の秩序保護等を目的とする、航空機に設置したカメラにより収集した画像の処理に関する規定。なお、国家警察及び国家憲兵隊は、いずれもフランスにおける国家の警察組織で、人口 20,000 人以上をおおよその基準として、国家警察が都市部を、国家憲兵隊がその他の地域を管轄する。豊田透「フランスの交通機関におけるテロ予防策及び不正行為の取締り」『外国の立法』No.269, 2016.9, p.4. <<https://doi.org/10.11501/10193086>>

(84) 「アルゴリズムの処理 (traitement algorithmique)」は、人工知能 (AI) を意味する。「人工知能」ではなく「アルゴリズムの処理」という語が用いられたのは、前者にフランス法で使用された例がなく、後者には先例があったためである。なお、CNIL (前掲注 (68) 参照) は、「アルゴリズム」を、入力された要素から結果を得ることができるようにするための一連の手順 (計算方法等) と定義し、「人工知能」を、アルゴリズムに基づく自動化された論理的プロセスであり、明確に定義されたタスクを実行することができるものと定義している。“Algorithmie.” CNIL website <<https://www.cnil.fr/fr/definition/algorithmie>>; “Intelligence artificielle.” *ibid.* <<https://www.cnil.fr/fr/definition/intelligence-artificielle>>

(85) Régie autonome des transports parisiens. パリを含むイル＝ド＝フランス州 (Île-de-France) の公共交通機関を運営する公団。“L’essentiel sur notre Groupe,” 2023.10.9. Groupe RATP website <<https://www.ratp.fr/groupe-ratp/presentation-du>>

それぞれの任務の枠組みにおいて必要な措置が講じられるようにするために通報することを唯一の目的とする。

II. この条Iに規定する処理は、その設計中のものも含め、〔〕個人データの処理に関連する自然人の保護及び当該データの自由な流通に関する、並びに指令95/46/ECを廃止する欧州議会及び理事会の2016年4月27日の規則(EU)2016/679(一般データ保護規則)〔〕及び〔〕情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第78-17号〔〕の適用可能な規定により規制される。

III. 公衆は、状況が〔アルゴリズムによる処理を使用することの通知を〕禁ずる場合又はこの〔アルゴリズムによる処理を使用することに関する〕情報提供が〔アルゴリズムによる処理が〕追求する目的と矛盾する場合を除いて、全ての適切な手段により、国内安全法典L.第252-1条に基づいて認可された保護ビデオシステム及び同法典第2編第4章第2節に基づいて認可された航空機に設置されたカメラを用いて収集された画像に対するアルゴリズムによる処理を使用することについて事前に情報提供される。

保護ビデオシステム及び航空機に設置されたカメラを用いて収集された画像に対するアルゴリズムによる処理の使用に関する公衆への一般的な情報提供は、内務大臣により行われる。

IV. この条Iに規定する処理は、いかなる生体認証識別システムも使用してはならず、いかなる生体認証データも処理してはならず、またいかなる顔認証技術も実施してはならない。この処理は、その他の個人データ処理とのいかなる比較も、いかなる接続も、いかなる自動的な関連付けも行ってはならない。

この処理は、この処理が探知するようにプログラムされた、所定の一又は複数の出来事の情報に厳格に限定された注意の通知のみを行う。

この処理は、常に実施責任者の監督下に置かれる。

V. 〔〕情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第78-17号〔〕第31条⁽⁸⁶⁾の適用除外として、この条Iに規定する処理の利用は、情報処理及び自由に関する国家委員会の意見を徴した後で制定されるデクレ⁽⁸⁷⁾により認可される。政府は、このデクレの準備の一環として、インターネット上で意見公募を行うことができる。

当該デクレは、この処理の重要な特徴を定める。当該デクレは、特に、この処理が通知することを目的とする所定の出来事、この処理の使用の根拠を示す状況の特殊性、この処理を実施し得る同〔=この条〕Iに規定する機関、当該機関の財政的関与に関するあり得る条件及びこの処理の通知を行い得る職員への権限付与及び研修の条件を示す。当該デクレは、VI最終項に規定する適合証明書の作成を担当する機関を指名する。

当該デクレは、次に掲げる事項を示す個人データの保護に関する影響の分析を伴う。

groupe/essentiel-sur-notre-groupe>

(86) 1978年1月6日の法律第78-17号第31条Iは、国防又は公共の安全に関連する、又は刑事上の犯罪の捜査や刑罰の執行に関連する、国家の利益のために行う個人データの処理は、権限を有する一又は複数の大臣のアレテにより許可されることを定める規定。

(87) Décret n° 2023-828 du 28 août 2023 relatif aux modalités de mise en œuvre des traitements algorithmiques sur les images collectées au moyen de systèmes de vidéoprotection et de caméras installées sur des aéronefs, pris en application de l'article 10 de la loi n° 2023-380 du 19 mai 2023 relative aux jeux Olympiques et Paralympiques de 2024 et portant diverses autres dispositions. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000048007135>>

- 1° システムにより通知が行われる所定の出来事に関して、Iに規定する目的のための処理の使用により期待される利益
- 2° システムにより生み出され得るリスク全体及びそのリスクを最小化し、システムの稼働中にそのリスクを受容できるようにするための措置。

VI. 国家は、こうして認可された〔アルゴリズムによる〕処理の開発を行い、この処理の開発を第三者に委託し、又はこの処理〔サービス〕を購入する。この後二者の場合〔処理の開発の第三者への委託及びこれの購入〕において、国家は、この解決策〔アルゴリズムによる処理〕を開発する予定の、又は開発している第三者に関して、サイバーセキュリティに係る要求の遵守について国家情報システム・セキュリティ機構⁽⁸⁸⁾により定められる安全保障規則に対応した企業が優先されるように留意する。全ての場合において、この処理は、次に掲げる要求を満たさなければならず、この処理の稼働の全期間中、〔要求を満たしているか否か〕確認することができるようにしなければならない。

- 1° 使用されるアルゴリズムによる処理が学習に基づく場合には、選択される学習、認証及び検査のデータが的確で、適切で、代表的なものであるようにするための保障が与えられる。これらのデータの処理は、誠実で、倫理的で、客観的な基準に基づき、偏り及び誤りの状況を識別し、予防することができるものでなければならない。これらのデータは、適切なセキュリティ措置の対象となる。
- 2° 当該処理は、その稼働のトレーサビリティを保障することができるよう、検知された所定の出来事の通知の自動的な記録を含む。
- 3° 当該処理は、偏り又は不適切な利用が発生する可能性を予防し、修正することのできるような人間による監督措置及びリスク管理システムを可能にする。
- 4° 当該処理が中断され得る方法が常に明確にされている。
- 5° 当該処理は、Vに規定するデクレにより認可される使用条件と同じ条件において進められる検査の段階の対象となり、認証報告書により保証される。

当該処理が第三者により開発され、又は提供される場合には、当該第三者は、完全な技術文書を提供し、特にその実施の際に起こり得る誤り又は偏りの収集を行うために、また〔誤り又は偏りの〕繰り返しを予防するために、権限、継続性、補助及び人間による監督について保障する。同様に、当該第三者は、この日に保有している利害及び過去5年間で保有していた利害に関する届出をデクレ⁽⁸⁹⁾により定められた方法で送信する。

このVIの枠組みにおいて、情報処理及び自由に関する全国委員会は、特に当該処理の開発責任者を支援することで、前記1978年1月6日の法律第78-17号第8条⁽⁹⁰⁾Iの2°に規定する任務を遂行する。

国家情報システム・セキュリティ機構は、同じ枠組みにおいて、サイバーセキュリティ

(88) Agence nationale de la sécurité des systèmes d'information. 首相府防衛・国家安全総局 (Secrétariat Général de la Défense et de la Sécurité Nationale) の下に設置されているサイバーセキュリティを担当する組織。"Découvrir l'ANSSI." Agence nationale de la sécurité des systèmes d'information website <<https://cyber.gouv.fr/decouvrir-lanssi>>

(89) Décret n° 2023-855 du 4 septembre 2023 relatif à la déclaration des intérêts de la personne développant ou fournissant un traitement algorithmique à l'Etat, pris en application de l'article 10 de la loi n° 2023-380 du 19 mai 2023 relative aux jeux Olympiques et Paralympiques de 2024 et portant diverses autres dispositions. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000048042882>>

(90) 1978年1月6日の法律第78-17号第8条は、CNILの任務に関する規定で、同条Iの2°は、CNILの任務の一つとして、個人データの処理が適法であるように監視することを定める。

についての要求の遵守に関する任務を遂行する。

このVIに規定する要求の遵守は、所管の行政機関により作成される適合証明書の対象となる⁽⁹¹⁾。この証明書は、当該処理が、VIIに規定する条件に従い、当該処理を利用するための認可を要求するIに規定する機関の利用に供される前に公開される。

VII. 当該処理の使用は、県における国の代表者又はパリにおいて警察長官により認可される。この認可は、当該処理の使用が追求する目的に相応のものである場合にのみ認められる。

デクレによる当該処理の認可の際に行われる影響の分析の更新は、情報処理及び自由に関する国家委員会に送付される。

認可の決定は、理由を付され、公開される。当該決定は、次に掲げる事項を明確にする。

- 1° 当該処理の責任者及びその実施に参加する機関
- 2° 関係するスポーツ、娯楽又は文化に関する大会及びIに規定する目的に関する当該処理の実施の理由
- 3° 同 [=この条] Iに規定する制限内での当該処理の実施に係る地理的区域
- 4° 特に公衆の権利に関して公衆への情報提供の方法、又はこの情報提供が追求されている目的と矛盾する場合には、III第2項に規定する内務大臣により行われる一般的な情報提供への参照を付して、当該処理の代表者が情報提供を行わない理由
- 5° 認可の期間。当該期間は1か月を超過してはならず、当該認可の交付の条件を引き続き備えている場合には、このVIIに規定する方法に従い、更新することができる。

VIII. VIIの1°に規定する処理の責任者は、処理を通じて行われる通知の結果及び当該通知にアクセスする者を記録する。

県における国の代表者又はパリにおいて警察長官は、毎週、当該処理が実施される条件を通知されなければならない。県における国の代表者又は警察長官は、これを、当該処理が行われている地方のコミューン [(基礎自治体)] の長に通知しなければならない。かつ定期的に、少なくとも3か月ごとに、情報処理及び自由に関する国家委員会に通知する。県における国の代表者又は警察長官は、[認可の] 交付の根拠となる条件を備えていない場合には、認可を中断し、又は終了させる。

IX. 実施されている処理による所定の出来事の検知の質を改善するために、この処理の使用のために定められる条件と同じ条件に従い、この条VIの1°に規定する的確性、適切性及び代表性の要求に従い、国の管轄下で国内安全法典L. 第252-1条に基づき認可される保護ビデオシステム及び同法典第2編第4章第2節に基づいて認可される航空機に設置されたカメラを用いて収集された画像のサンプルは、厳格に必要な期間中、[すなわち] 画像の記録から起算して最長12か月間、学習データとして利用される。これらの画像は、いかなる場合であれ、実験の終了後に破棄される。

X. 情報処理及び自由に関する国家委員会は、この条の適用について監督する。そのために、当該委員会は、前記1978年1月6日の法律第78-17号第1章第2節第2款及び第3款⁽⁹²⁾

(91) 2023年8月28日のデクレ (前掲注(87)) 第14条は、本法律第10条VIに規定する要求を遵守していることを証明する、内務大臣により交付される適合証明書の発行を受けた画像処理システムのみがシステムの実行を許可されることを定めている。

(92) 1978年1月6日の法律第78-17号第1章第2節第2款はデータ処理の実施に対するCNILの監督、同第3款は、法令に違反しているデータ管理者等に対するCNILによる警告及び制裁に関する規定。

に規定する特権を行使することができる。

XI. 情報処理及び自由に関する国家委員会は、3か月ごとに、Iに規定する試行の実施状況を通知する。政府は、遅くとも2024年12月31日までに、試行の実施に関する評価報告書を議会に提出するものとし、報告書の内容は情報処理及び自由に関する国家委員会の意見を徴した後で制定されるコンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽⁹³⁾により定める。当該デクレは、特に試行の学際的かつ客観的な運営及び評価の方法並びに試行により使用される指標を定める。評価は、女男間の同等の原則を遵守しながら、下院議長及び上院議長によりそれぞれ指名された、野党会派に所属する少なくとも1名の下院議員及び1名の上院議員を含む2名の下院議員及び2名の上院議員が協力〔して実施〕する。同様に、デクレは、公衆及び関係する職員が試行について通知され、評価に参加する方法を明確にする。同様に、評価報告書は、情報処理及び自由に関する国家委員会に伝達され、同時にインターネット上で公開される。

第11条

2024年5月1日から2024年9月15日まで、オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を保障するために、国内安全法典L.第114-2条⁽⁹⁴⁾第1項に規定する行政調査は、同L.第114-2条第2項から最終項の前の項までに規定する条件に従い、安全計画を採用する義務を課される旅客〔輸送〕のための公共交通機関の企業若しくは危険貨物輸送企業における、又は基盤施設〔infrastructure〕の経営企業における人及び財産の安全に直接関連する任務に派遣労働企業から臨時職員が配属される前に要求され得る。

第12条

2024年7月1日から2024年9月15日まで、オリンピック・パラリンピック競技大会の安全を保障するために、外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典⁽⁹⁵⁾L.第422-1条、L.第422-4条又はL.第422-5条に該当する滞在資格⁽⁹⁶⁾を有する外国人は、この枠組みにおいて遂行した労働の時間を外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典L.第422-1条、L.第422-4条及びL.第422-5条に規定する最長労働時間の計算において考慮されることなく、国内安全法典L.第611-1条⁽⁹⁷⁾に規定する民間警備活動の実施に参加するために雇用されることができる。

第13条

I. 交通法典L.第2251-4-2条I中、「彼ら〔SNCF及びパリ交通公団〕のそれぞれの管轄下にある」を「又はそのごく近辺」に改める⁽⁹⁸⁾。

(93) 2023年11月7日現在、該当するデクレは制定されていない。

(94) 国内安全法典L.第114-2条は、所定の輸送サービス企業における、人及び財産の安全確保と直接に関連する職についての採用及び配属の決定に先立ち、採用予定者又は配属予定者の行動が、採用又は配属の後に検討されている職務の遂行と矛盾するものでないことを確認するための行政調査に関する規定。

(95) Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070158>

(96) 外国人の入国及び滞在並びに庇護権に関する法典L.第422-1条、L.第422-4条及びL.第422-5条は、外国人の学生及び研究者の一時滞在許可に関する規定である。これらの条に規定された滞在許可を有する者は、年間労働時間（1607時間）の60%（約964時間）を上限として、賃金の発生する職業活動に従事することが認められている。

(97) 国内安全法典L.第611-1条は、民間警備活動（activité privée de sécurité）の活動内容に関する規定。

(98) 改正後の交通法典L.第2251-4-2条の規定は次のとおり。

「I. 公共の秩序の侵害の予防並びに人及び財産の安全確保の任務の一環として、L.第2251-1条に規定す

- II. [[] モビリティの指針に関する2019年12月24日の法律第2019-1428号 [[]⁽⁹⁹⁾ 第113条IIの末尾の「4年の期間」を「2024年10月1日まで」に改める。

第14条

2024年7月1日から2024年9月15日まで、パリの警察長官は、イヴリーヌ県、ヴァル＝ドワーズ県、エソンヌ県及びセーヌ＝エ＝マルヌ県において、国内安全法典L. 第122-2条⁽¹⁰⁰⁾に基づき割り当てられた権限を行使する。

第15条

国内安全法典L. 第211-11-1条を次のように改める⁽¹⁰¹⁾。

1° 第1項を次のように改める。

「[[イベント等の] 性質及び来場者数の規模を理由にテロ行為のリスクにさらされる、大規模なイベント、及びイベントを中継放送で見ることを目的とする人々の大規模な集会は、デクレ⁽¹⁰²⁾により指定される。当該デクレは、当該イベント及び集会を受け入れる施設及び設備並びに当該イベント及び集会の主催者もまた指定する。」

2° 第2項を次のように改める。

- a) 第1文を次のように改める。「観客以外の資格での、第1項に規定するデクレにより指定された施設及び設備の全部又は一部への全ての者のアクセスは、イベント又は集会及びその準備の期間中、行政機関により承認の意見を与えられた主催者の許可を

る SNCF 及びパリ交通公団の内部治安部隊の隊員は、国に属し、国の管轄下にある情報収集・司令室に配属された場合、国家警察官又は国家憲兵隊の軍人の立会いの下であれば、[旅客輸送の公共交通機関の] 車両及び用地への当該部隊の介入の際の国家警察官又は国家憲兵隊の軍人との調整を容易にすることを唯一の目的として、旅客 [輸送の] 公共交通機関の車両及び用地又はそのごく近辺から当該情報収集・指令室にリアルタイムで送信される保護ビデオの画像を見ることができる。

[第2項以下省略]

(99) Loi n° 2019-1428 du 24 décembre 2019 d'orientation des mobilités. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000039666574>> 同法第113条は、輸送サービス企業の宣誓した職員が、事件が発生した場合、又は発生する可能性がある場合には、職員の介入の状況又は関係者の行動について、個人のカメラを用いて録音及び録画を行うことを認める試行に関する規定。当初、この試行の期間は2020年7月1日から4年間とされていたが、その終了時期が2024年10月1日までに改められた。

(100) 国内安全法典L. 第122-2条は、警察長官の管轄地域に関する規定。平時において、警察長官の管轄区域は、パリのほかにオー＝ド＝セーヌ県 (Hauts-de-Seine)、セーヌ＝サン＝ドニ県、ヴァル＝ド＝マルヌ県 (Val-de-Marne)、シャルル・ド・ゴール国際空港 (Aéroport de Paris-Charles-de-Gaulle) の用地の一部 (ヴァル＝ドワーズ県 (Val-d'Oise) 及びセーヌ＝エ＝マルヌ県 (Seine-et-Marne))、ル・ブルジェ空港 (Aéroport Le Bourget) の用地の一部 (ヴァル＝ドワーズ県) 及びオルリー空港 (Aéroport de Paris-Orly) の用地の一部 (エソンヌ県 (Esonne)) であるが、2024年大会開催期間中に限り、これらの県を含むイル＝ド＝フランス州全域に拡大される。

(101) 改正後の国内安全法典L. 第211-11-1条の規定は次のとおり。

「[[イベント等の] 性質及び来場者数の規模を理由にテロ行為のリスクにさらされる、大規模なイベント、及びイベントを中継放送で見ることを目的とする人々の大規模な集会は、デクレにより指定される。当該デクレは、当該イベント及び集会を受け入れる施設及び設備並びに当該イベント及び集会の主催者もまた指定する。

観客以外の資格での、第1項に規定するデクレにより指定された施設及び設備の全部又は一部への全ての者のアクセスは、イベント又は集会及びその準備の期間中、行政機関により承認の意見を与えられた主催者の許可を必要とする。当該行政機関は、各機関の固有の規則に従い、犯罪記録第二号票並びに識別ファイルを除く [[] 情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第78-17号 [[] 第31条に該当する所定の個人データの自動処理を参照する理由となり得る行政調査の後で、意見を提示する。否定的な意見は、当該意見が行政調査により個人の行為又は不正行為が人の安全、治安又は国家の安全を侵害する性質のものと明らかになった場合のみ出される。

[第3項省略]

(102) Décret n° 2023-776 du 14 août 2023 modifiant les articles R. 211-32 à R. 211-34 du code de la sécurité intérieure. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047968457>>

必要とする。』

b) 第2文を次のように改める。

- 冒頭の「主催者は、[中略] 出される行政機関の意見を事前に得る」を「当該行政機関は、[中略] 意見を提示する」に改める。

- 「、各機関の」の後に「犯罪記録第二号票⁽¹⁰³⁾並びに」を加える。

第16条

国内安全法典 L. 第 613-3 条を次のように改める。

1° 第1項冒頭に「I.」を加える⁽¹⁰⁴⁾。

2° 次のIIを加える。

「II. この条Iに規定する場所へのアクセスを容易にし、また安全を確保するために、検査対象者の明確な同意をもって、会場の運営者の発案で、当該運営者により設置される、ミリ波を使用する映像装置を用いて人の検査が行われる。この装置の目的は、検査対象者が、自らが入場しようとしている場所において禁止されたいかなる物品も持ち込まないことを確認することである。[検査対象者が受検を]拒否した場合には、この者は、その他の管理装置 [による検査] を課され、[このことは] 大会の入口に設置される広報手段により事前に周知される。

「画像分析は、検査対象者の身元を知らず、また当該対象者及びミリ波を使用する映像装置により生成される検査対象者の画像を同時に表示することのできない作業員により行われる。ミリ波を使用する映像装置により生成される画像は、顔の表示をあいまいにするシステムを伴う。この画像は、一般的な人体の形状を使用する。画像のいかなる保存も記録も許可されない。」

第17条

I. スポーツ法典第3編第3章第2節を次のように改める。

1° L. 第 332-1-1 条の後に、次の L. 第 332-1-2 条を加える。

「L. 第 332-1-2 条 入場料の支払が入場の要件となっているスポーツの大会が開催される場所に観客として立ち入る者は全て、招待 [客] であっても、入場券を提示しなければならない。コンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽¹⁰⁵⁾が、その性質又は固有の状況により、不正行為のリスクにさらされているスポーツ大会の主催者が、[基準を超えた場合に] 記名式で、電子化された偽造できない入場券を準備する、観客 [数] の基準及びこの条の適用条件を定める。」

2° L. 第 332-5 条の後に、次の L. 第 332-5-1 条を加える⁽¹⁰⁶⁾。

(103) 犯罪記録第二号票 (bulletin n° 2 du casier judiciaire) は、未成年者に対する決定、違警罪 (contravention) に関する有罪判決等の一部の有罪判決を除く全ての司法上の有罪判決及び行政罰を登録するもの。“Casier judiciaire: présentation des trois bulletins,” 2021.10.26. Service-public.fr website <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F14710>> なお、フランスでは、犯罪は、罪が軽い順に違警罪、軽罪 (délit) 及び重罪 (crime) に分類され、違警罪はさらに第1級～第5級に分類される。

(104) 国内安全法典 L. 第 613-3 条第1項は、300人以上の観客が来場すると見込まれるスポーツ、娯楽又は文化に関するイベントの会場の入口における接触検査及び目視による荷物検査に関する規定。

(105) 2023年11月7日現在、該当するデクレは制定されていない。

(106) 本法律第17条により新設されたスポーツ法典 L. 第 332-5-1 条及び L. 第 332-10-1 条について、2023年8月9日のデクレ第 2023-750 号 (Décret n° 2023-750 du 9 août 2023 portant création de contraventions relatives aux atteintes à la sécurité des manifestations sportives. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047956197>>) により新設されたスポーツ法典 R. 第 332-21 条及び R. 第 332-22 条は、これらの罪が再犯でなく、また集団で行われたもので

「L. 第332-5-1条 スポーツの大会の開催中、又は公衆への中継放送中にこの法典L. 第332-1-2条に規定する入場券を携行せず強引に、又は不正行為により会場内に侵入し、若しくは侵入しようとする行為が、刑法典第132-11条⁽¹⁰⁷⁾第2項に規定する条件下で再犯として、又は集団で行われた場合には、拘禁刑6か月及び罰金7,500ユーロを科す。」

3° L. 第332-10条の後に、次のL. 第332-10-1条を加える。

「L. 第332-10-1条 正当な理由なく試合会場内の競技エリアに立ち入り、又はその場にとどまる行為が、刑法典第132-11条第2項に規定する条件下で再犯として行われた場合、又は集団で行われた場合には、罰金7,500ユーロを科す。」

II. Iの1°は、2024年7月1日に施行する。

第18条

スポーツ法典第3編第3章第2節を次のように改める。

1° L. 第332-8条⁽¹⁰⁸⁾第1項中、「又は刑法典第132-75条⁽¹⁰⁹⁾の意味での武器となり得るあらゆる物品を正当な理由なく持ち込むこと」を削る。

2° 同L. 第332-8条の後に、次のL. 第332-8-1条を加える。

「L. 第332-8-1条 スポーツの大会の開催中、又は公衆への中継放送中にスポーツの会場に、刑法典第132-75条の意味で武器となり得る全ての物品を正当な理由なく持ち込み、又は持ち込もうとすることに拘禁刑3年及び罰金15,000ユーロを科す。

「裁判所は、違反を犯すために使用された、又は「違反を犯すために使用されることが」予定されていた物品の没収もまた言い渡すことができる。」

3° L. 第332-11条を次のように改める⁽¹¹⁰⁾。

a) 第1項を次のように改める。

もない場合には、1,500ユーロの罰金を科すことと定めた。

(107) 刑法典第132-11条第2項は、法律が第5級の違警罪の再犯を軽罪とすることを定める場合において、以前に言い渡された刑罰の刑期の満了又は時効から起算して3年以内に新たな違反を犯した場合を再犯とすることを定める。

(108) スポーツ法典L. 第332-8条のスポーツのイベント会場への危険物の持込みに関する規定。改正前の同条は、会場への花火又は武器となり得る物品の持込み、所持又は使用に拘禁刑3年及び罰金15,000ユーロを科していた。

(109) 刑法典第132-75条の規定は、武器 (arme) の定義に関する規定。同条によると、武器は、人を殺害し、又は傷つけるために開発された全ての物品である。また、人を殺害し、傷つけ、若しくは脅迫するために使用された物品又は持ち主がこれらの用途で持ち込んだ物品、これらの用途で用いられる武器に類似する物品及びこれらの用途で使用される動物は、武器に類するとする。

(110) 改正後のスポーツ法典L. 第332-11条の規定は次のとおり。

「この法典L. 第332-3条、L. 第332-4条第1文及びL. 第332-5-1条、L. 第332-8条、L. 第332-10-1条に規定する罪のうちの一つについて有罪と認められた者は、5年を超えない期間中、スポーツ大会が開催されている会場に立ち入ること又はその近辺に行くことを禁ずる補充刑もまた言い渡される。この刑を言い渡された者の家族上の義務、社会的な義務、職業上の義務を考慮して、裁判所は、[その]期間中にこの者が、裁判所がその判決の中で指名するあらゆる機関又はあらゆる有資格者の招集に応じることを義務付けられているスポーツ大会を明確にする。裁判における言及がない場合、この者は、違反が行われた際に関与した種目及びチームの一つに関係するスポーツ大会の際に、自宅から最も近くの警察又は憲兵隊の招集に応じることを義務付けられる。この判決は、招集に応じる義務は、当該判決が指定する、海外で開催される複数のスポーツの大会の際に適用されることを定めることができる。

[第2項省略]

この刑は、この法典L. 第332-4条第2文、L. 第332-5条からL. 第332-7条まで、L. 第332-8-1条、L. 第332-9条及びL. 第332-10条に規定する違反の一つで有罪と認められた者に対して必ず言い渡される。ただし、裁判は、特別に理由を付した判決により、違反の状況及び加害者の人格を考慮して、この刑を言い渡さないことを決定することができる。」

- 第1文中、「L. 第332-3条からL. 第332-10条までに」を「L. 第332-3条⁽¹¹¹⁾、L. 第332-4条⁽¹¹²⁾第1文及びL. 第332-5-1条、L. 第332-8条、L. 第332-10-1条に」に改める。
- 第2文の冒頭を次のように改める。「この刑を言い渡された者の家族上の義務、社会的な義務、職業上の義務を考慮して、裁判所は、[その]期間中にこの者が、(途中改正なし)招集に応じることを義務付けられているスポーツ大会を明確にする。」
- 同第2文の後に、次の1文を加える。「裁判における言及がない場合、この者は、違反が行われた際に関与した種目及びチームの一つに関係するスポーツ大会の際に、自宅から最も近くの警察又は憲兵隊の招集に応じることを義務付けられる。」

b) 次の1項を加える。

「この刑は、この法典L. 第332-4条第2文、L. 第332-5条からL. 第332-7条まで⁽¹¹³⁾、L. 第332-8-1条、L. 第332-9条⁽¹¹⁴⁾及びL. 第332-10条⁽¹¹⁵⁾に規定する違反の一つで有罪と認められた者に対して必ず言い渡される。ただし、裁判は、特別に理由を付した判決により、違反の状況及び加害者の人格を考慮して、この刑を言い渡さないことを決定することができる。」

4° L. 第332-14条⁽¹¹⁶⁾中、「第1項に」を「第1項及び最終項に」に改める。

5° L. 第332-16-3条⁽¹¹⁷⁾中、「L. 第332-11条、」の後に「L. 第332-13条、L. 第332-14条、」を加える。

第19条

スポーツ法典L. 第332-16条を次のように改める⁽¹¹⁸⁾。

-
- (111) スポーツ法典L. 第332-3条は、スポーツ大会の会場内にアルコール飲料を不正に持ち込む行為又は持ち込むとすることを拘禁刑1年及び罰金7,500ユーロを科すことを定める規定。
- (112) スポーツ法典L. 第332-4条第1文は、酩酊状態でスポーツ大会の会場に立ち入る行為に罰金7,500ユーロを科すことを定める規定。同条第2文は、第1文に規定する行為の加害者について、相手を1週間以下の期間、完全に労働不能の状態にする暴力を行った場合に、拘禁刑1年及び罰金15,000ユーロを科すことを定める規定。
- (113) スポーツ法典L. 第332-5条は酩酊状態でスポーツ大会の会場に侵入し、又は侵入しようとする行為に、L. 第332-6条は審判や選手に対して憎悪又は暴力行為を起こすよう観客を挑発する行為に、L. 第332-7条はスポーツ大会の会場において、出自、性的指向若しくは性自認、性別又は外見、宗教等を理由に個人に対する憎悪又は差別を引き起こす記章やシンボルを持ち込み、身に着け、又は誇示する行為に、それぞれ拘禁刑1年及び罰金15,000ユーロを科すことを定める規定。L. 第332-5-1条については、本法律第17条を参照。
- (114) スポーツ法典L. 第332-9条は、スポーツ大会の開催中に、人の安全にとって危険な物を投げる行為に拘禁刑3年及び罰金15,000ユーロを科すことを定める規定。
- (115) スポーツ法典L. 第332-10条は、スポーツ大会の会場内の競技エリアに侵入し、試合の展開を妨害し、又は人若しくは財産の安全を侵害する行為に拘禁刑1年及び罰金15,000ユーロを科す規定。
- (116) スポーツ法典L. 第332-14条は、有罪判決を受けた者が外国籍で、フランス国外に居住する場合には、裁判所は、補充刑として、2年以下の期間について、フランス国内でのスポーツ大会の会場への立入り又は接近の禁止を言い渡すことができることを定める規定。同条は、同法典L. 第332-11条を引用しており、本法律第18条により同L. 第332-11条が改正されたことに伴い改正された。
- (117) スポーツ法典L. 第332-16-3条は、スポーツ法典第3編第3章第2節「スポーツ大会の安全確保」中の所定の規定について、その適用により実施された措置が、内務省による年次報告書の報告対象事項となると定める規定。本法律第18条による改正で、年次報告書の対象となる規定に、スポーツ大会の会場への立入りを禁ずる補充刑(L. 第332-11条)に従わない者に対する処罰(L. 第332-13条及びL. 第332-14条)が追加された。
- (118) 改正後のスポーツ法典L. 第332-16条の規定は次のとおり。
 「[[①] スポーツ大会の際に人又は財産の安全を侵害する繰り返される行動により、[[②] これらの大会のうちの一つの際に深刻な行為を犯すことにより、[[③] L. 第332-18条の適用により解散の対象となった団体又は事実上の集団への所属を理由に、又は [[④] 活動の中断の対象となった団体が同条の適用により禁じられている活動への参加を理由に、人が公共の秩序にとって深刻な脅威となる場合には、県における国の代表者及びパリにおいて警察長官は、理由を付したアレテにより、この者に対して、そのような大会が開催されている、又は公衆に中継放送されている会場に立ち入ること又はその近辺に行くことを禁ずる措置を言い渡すことができる。」

- 1° 第1項を次のように改める。
 - a) 「その全体的な行為」を「人又は財産の安全を侵害する繰り返される行動」に改める。
 - b) 「脅威」の後に「深刻な」を加える。
- 2° 第2項を次のように改める。
 - a) 第2文中、「24」を「12」に改める。
 - b) 最終文中、「36」を「24」に改める。
- 3° 同第2項の後に、次の1項を加える。

「この措置を言い渡された者が、同じ行為を理由にL. 第332-11条に規定する補充刑を確定的に言い渡された場合、この者は、その旨を行政機関に通知し、行政機関は、この補充刑のために、当該行政機関が課している措置を直ちに終了させる。この者が、同じ行為を理由に、当該行為が証明されていない、又はこの者に責任がないことを理由に確定した刑事裁判により無罪の判決を受けた場合も同様 [にスポーツ大会の会場への立入り又は接近の禁止措置を終了させるもの] とする。」
- 4° 第3項の後に、次の1項を加える。

「この条第3項に規定する [行政機関への通知] 義務は、その名宛人が第1項に規定する禁止措置を免れると解されることが明らかになった場合にのみ課される。」

第4節 諸規定 (第20条~第28条)

第20条

会計院は、2025年10月1日までに、2024年オリンピック・パラリンピック競技大会の組織、費用及び遺産に関する報告書を議会に提出する⁽¹¹⁹⁾。当該報告書は、当該大会の準備及

国内で有効なアレテが、関連するスポーツ大会の類型を定める。この [措置の] 期間は、12か月を超えてはならない。ただし、当該期間は、直近3年の間に、この者が禁止措置の対象となった場合には、24か月に延長することができる。

この措置を言い渡された者が、同じ行為を理由にL. 第332-11条に規定する補充刑を確定的に言い渡された場合、この者は、その旨を行政機関に通知し、行政機関は、この補充刑のために、当該行政機関が課している措置を直ちに終了させる。この者が、同じ行為を理由に、当該行為が証明されていない、又はこの者に責任がないことを理由に確定した刑事裁判により無罪の判決を受けていた場合も同様 [にスポーツ大会の会場への立入り又は接近の禁止措置を終了させるもの] とする。

[第4項省略]

この条第3項に規定する [行政機関への通知] 義務は、その名宛人が第1項に規定する禁止措置を免れると解されることが明らかになった場合にのみ課される。

[第6項以下省略]

(119) 本条は、会計院に対して、同大会の総括報告書を大会後に提出することを求める規定である。本法律の制定に先立ち、「2024年オリンピック・パラリンピック競技大会の組織に関する2018年3月26日の法律第2018-202号 (Loi n° 2018-202 du 26 mars 2018 relative à l'organisation des jeux Olympiques et Paralympiques de 2024. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000036742943/>>)」第29条は、会計院 (Cour des comptes) が2024年大会の準備に関する最初の報告書を、2022年に議会に提出することを定めており、実際には2023年1月に該当する報告書 (Cour des comptes, *L'organisation des Jeux olympiques et paralympiques de Paris 2024: Rapport au Parlement*, 2023.1. <<https://www.ccomptes.fr/sites/default/files/2023-10/20230111-JOP-Paris-2024.pdf>>) が提出されていた。なお、フランスでは、財政裁判法典 (Code des juridictions financières. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070249/>) L. 第111-3-1条により、会計院は、公共政策の評価を行うこととされており、フランス国内で行われるスポーツ大会もその対象となり得る。これまでに、グルノーブル (Grenoble) オリンピック冬季競技大会 (1968年開催)、アルベールヴィル (Albertville) オリンピック冬季競技大会 (1992年開催)、サッカーワールドカップ (1998年開催)、サッカーのUEFA欧州選手権 (2016年開催) について、評価報告書が作成された。Aude Amadou, *Assemblée Nationale Rapport*, N° 484, 2017.12.12, p.186. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion-cedu/115b0484_rapport-fond.pdf>

び開催に際して、国及び地方公共団体により投入された支出総額を明確にする。当該報告書は、2024年オリンピック・パラリンピック競技大会により生じた収入を評価する。当該報告書は、当該大会の開催者が享受した財政的免除の総額の評価を対象とする。当該報告書は、特に勤務時間の観点で、ボランティアの人数、使命及び活動条件を評価することによる、ボランティアの利用の総括を含む。当該報告書は、特にイベントへのアクセシビリティの観点で、障害のあるスポーツ選手及び観客の受入れの質もまた評価する。

第21条

I. 「」2024年オリンピック・パラリンピック競技大会の組織に関する2018年3月26日の法律第2018-202号「」第4条Iを次のように改める⁽¹²⁰⁾。

1° 3°の後に、次の1項を加える。

「この法律第6条⁽¹²¹⁾に規定する開催都市契約における意味でのオリンピック・マーケティング・パートナー⁽¹²²⁾のロゴが組み合わせられた、スポーツ法典L.第141-5条⁽¹²³⁾

(120) 改正後の2018年3月26日の法律第2018-202号第4条の規定は次のとおり。

「I. 2024年パラリンピック競技大会の閉会式の日から15日目までに、2024年オリンピック・パラリンピック競技大会の宣伝、準備、組織又は開催に関する活動又はイベントの会場に設置されたスポーツ法典L.第141-5条及びL.第141-7条のIの1°、3°及び6°により保護される要素の広告のみを受け持つ、環境法典L.第581-6条に規定する装置及び機器は、次に掲げる事項の対象とならない。

1° 環境法典L.第581-4条I及びII、L.第581-7条、L.第581-8条I並びにL.第581-15条に規定する広告の禁止

2° 特に同法典L.第581-9条第1項の適用により命じられる密度、面積及び高さに関する規則の指示

3° 広告に関するその地方の規則により制定される、この条1°及び2°に規定する措置の結果から生じる、より限定的な規則

この法律第6条に規定する開催都市契約における意味でのオリンピック・マーケティング・パートナーのロゴが組み合わせられた、スポーツ法典L.第141-5条及びL.第141-7条の「それぞれの条の」Iの1°及び3°から6°までにより保護される要素の掲示を受け持つこのI第1項に規定する「広告を掲示するための」装置及び機器は、当該装置及び機器がオリンピックの聖火リレー及びパラリンピックの聖火リレーのコース「étapes」を受け入れるコミュニティ又はこれらのリレーが通過するコミュニティの領域に設置される場合には、聖火が通過する15日前から聖火が通過した7日後までの間、このIの1°から3°までに規定する適用除外を受けることができる。

このI第1項及び最終項の前の項に規定する装置及び機器の設置、交換又は変更は、2023年12月31日までは環境法典L.第581-14-2条の適用により、2024年1月1日以降は同法典L.第581-3-1条の適用により広告の取締りに関して権限を有する機関への届出の提出を要件とする。コンセイユ・デタの議を経るデクレが、問題となっている活動又はイベントに応じて異なり得るこの届出の内容及び方法を明確にし、当該機関が当該設置、当該交換若しくは当該変更に対し、又は「当該設置、当該交換若しくは当該変更について、」当該装置の建築としての、かつ自然風景を模した組み込みを最適化し、周囲の生活環境に対する影響を減らし、人の安全並びに会場及び建物の安全を保証し、若しくは道路の安全に対する起こり得る影響を予防するための条件の遵守を条件として課すことのできる期間を定める。

「II省略」

なお、環境法典L.第581-6条は広告を掲示するための装置及び機器の設置、交換又は変更の事前届出、L.第581-4条は歴史記念物、天然記念物、国立公園及び樹木における広告の禁止、L.第581-7条は市街地以外の場所での広告の原則禁止、L.第581-8条は市街地内の歴史記念物の近辺等への広告の禁止に関する規定。L.第581-15条については後掲注(129)、L.第581-9条については後掲注(130)をそれぞれ参照。

(121) 2018年3月26日の法律第2018-202号第6条は、2024年大会について、IOC、パリ及びフランス国立オリンピック・スポーツ委員会(Comité national olympique et sportif français: CNOSF)の間で2017年9月13日に締結された開催都市契約及びその実施協定における仲裁条項に関する規定。

(122) 開催都市契約により定められる、オリンピック関連のマーケティング権が付与されるスポンサー企業。①IOCが選定する企業(ワールド・ワイド・オリンピック・パートナー)と、②大会ごとに各国のオリンピック委員会と大会組織委員会が選定する企業(ゴールド・パートナー、オフィシャル・パートナー等)に分かれる。

(123) スポーツ法典L.第141-5条Iは、CNOSFが、フランスで開催されるオリンピック競技大会エンブレムの知的所有権を保持し、オリンピック競技大会のエンブレム、旗、標語及びシンボル(以上、同Iの1°)、オリンピック競技大会のロゴ、マスコット、スローガン及びポスター(以上、同Iの3°)並びに関連用語(同Iの4°～6°。「オリンピック」「オリンピアン」等)の管理を行うことを定める規定。

及びL.第141-7条⁽¹²⁴⁾の[それぞれの条の]Iの1°及び3°から6°までにより保護される要素の掲示を受け持つこのI第1項に規定する[広告を掲示するための]装置及び機器は、当該措置及び機器がオリンピックの聖火リレー及びパラリンピックの聖火リレーのコース[étapes]を受け入れるコミューン又はこれらのリレーが通過するコミューンの領域に設置される場合には、聖火が通過する15日前から聖火が通過した7日後までの間、このIの1°から3°までに規定する適用除外を受けることができる。」

2° 最終項を次のように改める。

a) 第1文を次のように改める。「このI第1項及び最終項の前の項に規定する装置及び機器の設置、交換又は変更は、2023年12月31日までは環境法典⁽¹²⁵⁾L.第581-14-2条⁽¹²⁶⁾の適用により、2024年1月1日以降は同法典L.第581-3-1条⁽¹²⁷⁾の適用により広告の取締りに関して権限を有する機関への届出の提出を要件とする。」

b) 第2文中、「[コンセイユ・] デタ」の後に「問題となっている活動又はイベントに応じて異なり得るこの届出の内容及び方法を明確にし、」を加える。

II. 前記2018年3月26日の法律第2018-202号第5条⁽¹²⁸⁾を次のように改める。

1° 第1項冒頭に「I.」を加える。

2° 最終項の前に次のII及びIIIを加える。

「II. オリンピックの聖火リレーの行程[parcours]上の、及びパラリンピックの聖火リレーの行程上のオリンピック・マーケティング・パートナーのための広告であって、当該行程の道筋及びスケジュールが、各県又は各海外公共団体においては国の代表者により、イル＝ド＝フランス州において警察長官により定められているものは、このII最後の2項に規定する条件に従い、行われる。

「広告の掲示は、聖火が通過する7日前から通過した7日後まで、聖火の各コースの出発及び到着のための会場周辺の200メートルの範囲内で、道筋の両側100メートルの帯状の範囲内で、Iに規定する適用除外を受けることができる。このように用意される掲示は、この広告により利益を得る一又は複数のオリンピック・マーケティング・パートナーと2024年パリオリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との間での、同I最終項に定める条件の遵守を保証する契約の対象となる。2024年パリオリンピック・

(124) スポーツ法典L.第141-7条Iは、フランス・パラリンピック・スポーツ委員会(Comité paralympique et sportif français)が、フランスで開催されるパラリンピック競技大会エンブレムの所有権者であるほか、パラリンピック競技大会のエンブレム、旗、標語及びシンボル(以上、同Iの1°)、パラリンピック競技大会のロゴ、マスコット、スローガン及びポスター(以上、同Iの3°)並びに関連用語(同Iの4°～6°。「パラリンピック」「パラリンピアン」等)の管理者であることを定める規定。

(125) Code de l'environnement. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006074220>

(126) 環境法典L.第581-14-2条は、原則として県地方長官が広告の取締りの権限を行使するものとし、広告に関する地方の規則が存在する場合には、コミューンの名の下でコミューンの長がこれを行行使するとする。

(127) 環境法典L.第581-3-1条は、コミューンの名の下にコミューンの長が広告の取締り権限を行使するものとし、所定の条件及び方法に従い、これをコミューン間協力公施設法人(établissement public de coopération intercommunale. 公施設法人のカテゴリーの一つで、コミューン間協力(intercommunalité)の様々な組織の総称。)の長に移譲し得るとする。同条は、「気候変動との闘い及び気候変動の影響に対するレジリエンス強化に関する2021年8月22日の法律第2021-1104号(Loi n° 2021-1104 du 22 août 2021 portant lutte contre le dérèglement climatique et renforcement de la résilience face à ses effets. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT0000043956924>>)」第17条により追加された条で、2024年1月1日に施行された。

(128) 2018年3月26日の法律第2018-202号第5条は、2024年大会の開催期間中、各会場から500メートルの範囲内でオリンピック・マーケティング・パートナーに広告を許可することに関する規定。

パラリンピック競技大会組織委員会は、この旨を聖火の出発及び到着の会場があるコミューンの長並びに〔聖火〕リレーが通過する県における国の代表者に通知する。この情報は、広告装置の性質、その会場指定及び設置期間を明確にする。

〔環境法典 L. 第 581-15 条⁽¹²⁹⁾ の適用除外として、陸上車への広告は認可される。〕

〔III. パリにおける、オリンピック・マーケティング・パートナーの名前及びロゴを含み、エネルギーの抑制の要求に応える、当該パートナーにより行われるカウントダウンの装置の設置は、この条 I の 2°、4° 及び 5° に規定する禁止事項にも環境法典 L. 第 581-9 条⁽¹³⁰⁾ の最初の 2 項の適用により制定される規則にも反するとみなされることなく、〔〕 2024 年オリンピック・パラリンピック競技大会及びその他諸規定に関する 2023 年 5 月 19 日の法律第 2023-380 号〔〕が施行されてからパラリンピック競技の閉会日の 15 日後まで、市のアレテにより認可される。〕

3° 最終項の冒頭に〔IV.〕を加える。

第 22 条

〔ラグビーワールドカップ 2023 フランス大会に関する規定のため省略〕

第 23 条

2024 年パリオリンピック・パラリンピック競技大会の組織に直接に参加する高級官職に就く公務員について、公務員一般法典⁽¹³¹⁾ L. 第 341-4 条⁽¹³²⁾ 第 1 項に規定する 2 年間の官職維持期間は、サービスの利益において、かつ当該公務員の同意をもって、2024 年 12 月 31 日まで延長され得る⁽¹³³⁾。

第 24 条

I. 〔〕 パリの地位及び首都の整備に関する 2017 年 2 月 28 日の法律第 2017-257 号〔〕⁽¹³⁴⁾

(129) 環境法典 L. 第 581-15 条は、陸上車、水上車又は空中車への広告の規制に関する規定である。

(130) 環境法典 L. 第 581-9 条第 1 項は所定の条件を満たす広告の市街地における掲示許可、第 2 項は大型のシート広告や特に大きなサイズの広告の設置の許可に関する規定である。

(131) Code général de la fonction publique. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000044416551>

(132) 公務員一般法典 L. 第 341-4 条第 1 項は、定年に達した際に所定の高級官職に就いている公務員について、最長 2 年間、同じ職にとどまることを例外的に認める規定。

(133) 本法律第 23 条の適用対象として、オリンピック・パラリンピック競技大会省庁間代表 (délégation interministérielle aux jeux olympiques et paralympiques: DIJOP) のトップであるミシェル・カド氏 (Michel Cadot) が想定されている。DIJOP は、首相の下で、2024 年大会に関する様々な省庁の活動を連携させることを任務とする組織であり、2024 年大会のための国の活動の一貫性・一体性、2024 年大会の計画への各省庁の協力を保証するほか、パートナー全体との連携を確保する。カド氏は、大規模スポーツイベント省庁間代表 (délégation interministérielle grands événements sportifs) のトップを兼務しており、その任期は、公務員一般法典 L. 第 341-4 条に従い、2021 年 12 月 23 日から、ラグビーワールドカップ 2023 フランス大会終了後の 2023 年 12 月 22 日まで延長されていた。しかし、政府は、2024 年大会の準備においてカド氏が果たす役割の重要度を考慮すると、カド氏が同日付で退職することで、2024 年大会の組織における国家のガバナンスが不安定になるリスクがあると判断し、第 23 条の制定に至った。“Délégation interministérielle aux jeux olympiques et paralympiques (DIJOP).” Gouvernement. fr website <<https://www.gouvernement.fr/delegation-jeux-olympiques-paralympiques-paris-2024>>

(134) Loi n° 2017-257 du 28 février 2017 relative au statut de Paris et à l'aménagement métropolitain. <<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000034103927>> 同法第 53 条は、「オリンピック施設建設公社 (Société de livraison des ouvrages olympiques: SOLIDEO)」に関する規定。SOLIDEO は、2024 年大会の関連施設の建設を行う公施設法人である。同条 II の 5 は、SOLIDEO が、2024 年大会終了後、地方公共団体の計画と連携する持続可能な都市計画の枠組みにおいて、オリンピック・パラリンピック競技大会の用地を整備することを任務とすることを定める。同条 III の 2 は、2026 年 1 月 1 日まで、SOLIDEO が、上記の任務を含む同条 II に規定する任務を遂行するために、都市計画法典 (Code de l'urbanisme. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006074075>) L. 第 321-41 条 (後掲注 (136)) に従い、「グラン・パリ開発 (Grand Paris Aménagement)」(後掲注 (135) 参照) が有する手段を利用することができることを定める。

第53条を次のように改める。

1° IIIの後に次のIIIの2を加える。

「IIIの2 遅くとも2026年1月1日までに、当該公社は、この条IIに規定する任務の遂行のために、都市計画法典L.第321-29条⁽¹³⁵⁾に規定する国の公施設法人「グラン・パリ開発」が有する手段を利用する。これらの公施設法人間の手段の共有は、同法典L.第321-41条⁽¹³⁶⁾に規定する条件に従い行われる。

「このIIIの2第1項の実施は、公社の人員の全部又は一部の強制的な事前の移転を必要としない。

「同第1項の適用により行われる共有以降、IIIの例外として、当該公社の長は、コンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽¹³⁷⁾に定める条件に従い、任命される。

「当該公社の人員のために支援計画が実施される。」

2° Vの2の後に、次のVの3を加える。

「Vの3 当該公社は、遅くとも2028年12月31日までに解散される。この解散の条件及び当該公社の〔財産の〕処分は、コンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽¹³⁸⁾により定められる。」

II. 遅くとも2025年12月31日までに、オリンピック施設建設公社は、〔〕パリの地位及び首都の整備に関する2017年2月28日の法律第2017-257号〔〕第53条IIの5に規定する任務の進捗評価を行う。当該評価は公開される。当該評価は、整備及び基盤施設に関する実施の進捗について報告する地方の分析を含む。当該評価は、労働者の再就職を支援するために実施される措置を列挙し、その効率を評価する。当該評価は、大会の気候に関する義務の遵守について報告する環境保護に関する評価、オリンピック施設建設公社の財政に関する正確な評価及び同5に規定する任務のその他の関係者により投入された総額を示す。当該評価は、同第53条IIIの2の適用により行われる共有以降、グラン・パリ開発がこれらの任務を行う方法について詳しく検討する。

第25条

2024年オリンピック・パラリンピック競技大会の試合会場が設置されるコミューン及び当該会場に隣接する、又は近隣にあるコミューンにおいて、県における国の代表者は、観光客及び労働者の予想される例外的な混雑から生じる人々の必要を考慮して、適用される労働法典⁽¹³⁹⁾第3部第1編第3章第2節第2款第2目に規定する日曜日の休息の例外規定⁽¹⁴⁰⁾を条件として、2024年6月15日から同年9月30日までの間、財又はサービスを提供する小売販売施設に、交替制で週1回の休息を割り当てることで、同法典L.第3132-3条に規定す

(135) 都市計画法典L.第321-29条は、「グラン・パリ開発」に関する規定。「グラン・パリ開発」は、イル＝ド＝フランス州の持続的な都市開発関連の活動の遂行を任務とする国の公施設法人である。

(136) 都市計画法典L.第321-41条は、「グラン・パリ開発」を含む所定の国の都市整備公施設法人及び土地取得公施設法人が、各公施設法人が有する手段を共有することができることに関する規定。

(137) 2023年11月7日現在、該当するデクレは制定されていない。

(138) 2023年11月7日現在、該当するデクレは制定されていない。

(139) Code du travail. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006072050>

(140) フランスでは、労働者の週6日を超える労働は禁じられており、原則として毎週日曜日は休日とされている(労働法典L.第3132-1条～L.第3132-3条)。労働法典第3部第1編第3章第2節第2款第2目(L.第3132-12条～L.第3132-27-2条)は、この日曜休業の例外を定めており、所定の場合において日曜日以外の日を休日とすること及び休日を延期すること又は設定しないことを認めている。

る日曜日の休息に関する規定の適用を除外することを認可することができる。

この認可は、県における国の代表者による審議の付託から1か月以内に与えられる、市町村 [municipal] 議会⁽¹⁴¹⁾、当該コミューンが構成員となっている課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人の審議機関、商工会議所、手工業会議所、雇用主の職業組織及び関係する労働者の組合組織の意見を徴した後で認められる。

同法典 L. 第 3132-29 条⁽¹⁴²⁾ 第 1 項に基づいて制定される県地方長官のアレテは、必要に応じて、この条に規定する適用除外の実施期間中は中断される。

日曜日の休息の例外は、労働法典 L. 第 3132-25-4 条⁽¹⁴³⁾ 第 1 項及び最終項に規定する条件下で、労働者の自発的意思を条件として、施設において実施される。労働者はいつでも、正味 10 日の期間を遵守して雇用主に書面で通知することを条件に、日曜日に働くという自らの決定を撤回することができる。労働者は、同法典 L. 第 3132-27 条⁽¹⁴⁴⁾ 第 1 項に規定する補償を受けることができる。

県における国の代表者が、この条に規定する条件に従い、日曜日の休息の規則の適用を除外した場合には、当該代表者は、同活動を行うこの条第 1 項に規定する県のコミューンに位置する施設の全部又は一部に同じ条件に従い、[日曜日の休息の規則の適用を除外することを] 認可することができる。

第 26 条

I. 特に 2024 年オリンピック・パラリンピック競技大会期間中に、特に車椅子利用者の公共交通機関へのアクセシビリティに資するために、パリの警察長官は、その管轄区域において、2024 年 12 月 31 日まで、試行として、交通法典 L. 第 3121-5 条⁽¹⁴⁵⁾ の例外として、同法典 L. 第 3121-1 条⁽¹⁴⁶⁾ に規定する営業許可証⁽¹⁴⁷⁾ を、タクシー [事業] を経営する法人に許可することができる。

当該許可証は、パリの警察長官の管轄区域において営業する、営業許可証を有する法人にのみ交付され得る。当該許可証は、車椅子利用者がアクセスできるタクシーによってのみ運用され得る。当該許可証は、譲渡不可能であり、有効期間は交付から 5 年間である。

当該許可証の交付の条件及び方法は、コンセイユ・デタの議を経るデクレ⁽¹⁴⁸⁾ により定

(141) コミュニンの事務を審議する議決機関。中村ほか監訳, Termes juridiques 研究会訳 前掲注 (47), p.115.

(142) 労働法典 L. 第 3132-29 条は、労働組合と雇用主組織との間に、労働者に週 1 回の休息が与えられる条件を定めた協定がある場合には、県地方長官が、職業施設の公衆に対する閉鎖をアレテにより命じることができることに関する規定。

(143) 労働法典 L. 第 3132-25-4 条は、日曜日の休息の例外として、労働者が日曜日に勤務することに関する規定。同条第 1 項は、労働者が日曜日の勤務を拒否する場合でも、採用、労働契約の履行等において不利な扱いを受けてはならないことを定める。同条最終項は、国政選挙や地方選挙等の投票が日曜日に実施される場合には、雇用主は、労働者が投票権を行使することができるよう必要な措置を講ずることを定める。

(144) 労働法典 L. 第 3132-27 条は、日曜日の休息を得ることができなかった労働者は、得ることができなかった休息期間について通常支払われるべき手当の二倍以上の額の手当を支払われ、またこれと同等の期間の代休を取得することができることを定める規定。

(145) 交通法典 L. 第 3121-5 条は、タクシーの営業許可証の新規交付の条件等に関する規定。同条最後の 2 項は、営業許可証の交付は、待機リストに登録されている者を対象に行われることに関する規定。待機リストに登録するためには、申請者は、営業許可証を申請する県における国の代表者により交付される職業証を有していなければならない。また営業許可証を未所持でなければならない。

(146) 交通法典 L. 第 3121-1 条は、タクシーの定義に関する規定であり、タクシーの所有者又はタクシー事業の経営者は、営業許可証を持つ者であることが定められている。

(147) タクシーの営業許可証は、コミューンの長又はパリの警察長官により交付されるものであり、交付数には上限がある。この許可証は、有償・無償を問わず譲渡できず、有効期間は 5 年間である。

(148) Décret n° 2023-683 du 28 juillet 2023 relatif aux modalités d'application de l'article 26 de la loi n° 2023-380 du 19 mai

める。当該許可証は、特に、2024年オリンピック・パラリンピック競技大会の全期間中及びこの試行〔期間〕の終わりまで、車椅子利用者がアクセスできる車により当該許可証を運用し、車椅子利用者のために事前の予約申請を容易にし、かつこの条IIIに規定する評価の実施に必要な情報の行政機関への伝達を可能にするという〔許可証を交付される〕法人の能力を考慮しなければならない。交通法典L.第3121-5条最後の2項は、これらの法人に適用することができない。

II. 交通法典L.第3121-1-2条⁽¹⁴⁹⁾Iの例外として、この条Iの適用により交付される営業許可証の運用は、労働者又は商法典⁽¹⁵⁰⁾L.第144-1条からL.第144-13条まで⁽¹⁵¹⁾に規定する条件に従い、車椅子利用者がアクセスできるタクシーの営業許可のレンタル（レンタル料は、当事者それぞれが負担する費用若しくは経費と整合性をとれるように設定される。）の管理賃借人により行われる。

III. 遅くとも2025年6月30日までに、政府は、特に試行の永続的な制度化及び試行のパリの警察長官の管轄区域外への拡大の妥当性を明確にするために、試行の評価報告書を議会に提出する。

第27条

2024年オリンピック・パラリンピック競技大会期間中、自転車専用道路のアクセシビリティに資するために、交通法典L.第1241-1条⁽¹⁵²⁾Iの4°最終文の枠組みにおいて自転車のレンタルに関する公共サービスを組織する、モビリティを組織する権限の資格を持たない混合組合⁽¹⁵³⁾は、2024年5月1日から2024年12月31日まで、公的組織又は民間組織とともに、地方公共団体一般法典⁽¹⁵⁴⁾L.第1611-7-2条⁽¹⁵⁵⁾IIに規定する協定を締結することができる⁽¹⁵⁶⁾。

2023 relative aux jeux Olympiques et Paralympiques de 2024 et portant diverses autres dispositions. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000047901859>>

- (149) 交通法典L.第3121-1-2条は、タクシーの営業許可証は、原則として個人により使用されることに関する規定。
- (150) Code de commerce. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000005634379>
- (151) 商法典L.第144-1条～L.第144-13条は、営業財産の賃貸借契約（location-gérance）に関する規定。この契約は、営業財産の所有者（貸主）が、他の商人（借主）に対して自らの営業財産を自由に利用する権利を認めるもの。借主となる他の商人は、管理賃借人（locataire-gérant）として、借主に使用料を支払い、自らがリスクを負って当該営業財産を利用する。“Quelles sont les règles de la location-gérance d'un fonds de commerce?” 2023.1.1. *Entreprendre.Service-Public.fr* website <<https://entreprendre.service-public.fr/vosdroits/F23573>>
- (152) 交通法典L.第1241-1条は、公施設法人「イル＝ド＝フランス・モビリティ（Ile-de-France Mobilités）」に関する規定。この公施設法人は、イル＝ド＝フランス州において、公共交通機関、スクールバス、ライドシェア等のあらゆる移動手段に関するサービスを行っている。同条Iの4°は、この公施設法人の所管事項の一つとして、徒歩及び自転車に関するサービス（特に自転車のレンタルに関する公共サービス）を実施し、またこれらの移動手段の発展に資することを定める。同4°最終文は、イル＝ド＝フランス・モビリティ以外の公法人（国、地方公共団体及び公施設法人の総称）が徒歩及び自転車に関する公共サービスを実施する場合には、イル＝ド＝フランス・モビリティに意見を求めることを定める。
- (153) Syndicat mixte. 異なる性質の行政組織（多県間協定又は多県間組織（ententes ou institutions interdépartementales））、県、大規模都市共同体、コミューン組合、コミューン、商工会議所、農業会議所、手工業会議所等）の間で、参加する各組織にとっての有用性を示す活動又はサービスのために構成され得る公施設法人。Gérard Cornu, *Vocabulaire juridique*, Paris: PUF, 2020, p.1002.
- (154) Code général des collectivités territoriales. <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000006070633>
- (155) 地方公共団体一般法典L.第1611-7-2条は、モビリティを組織する行政機関及び公施設法人が、公的組織又は民間組織と協定を締結することにより、モビリティ等に関するサービス及びこれに関連するデジタルサービスによる売上の受領及び関連費用の支払をこれらの組織に委託することができることに関する規定。同条により、行政機関は、委託協定を締結することで公的組織又は民間組織に自転車のレンタルサービスの利用チケット販売を委託することができるようになる。ただし、パリ市内で自転車のレンタルサービスを運営している混合組合「ヴェリブ（Vélib'）」には、この委託権限は認められていない。
- (156) 2024年大会の開催期間中、大会会場が集中するイル＝ド＝フランス州では、各会場を結ぶ自転車専用道路が整備される予定である。第27条は、「ヴェリブ」に自転車のレンタルサービスの利用チケット販売の委託権限

第 28 条

交通法典 L. 第 3121-1-1 条の末尾に次の 1 文を加える⁽¹⁵⁷⁾。「当該行政機関は、車椅子利用者がアクセスできるタクシーを容易に識別することができるようにするための目印もまた定めることができる。」

(なら しおり)

を認めることで、観客や観光客に対して、自転車のレンタルサービスの多様な利用方法を提供することを目的としている。“En 2024, tous les sites olympiques seront accessibles à vélo,” 2023.2.14. Mairie de Paris website <<https://www.paris.fr/pages/en-2024-tous-les-sites-olympiques-seront-accessibles-a-velo-23154>>

(157) 改正後の交通法典 L. 第 3121-1-1 条の規定は次のとおり。

「L. 第 3121-1 条に規定する営業許可証を交付する権限を有する行政機関は、タクシー全体に共通の目印、特にこれらの自動車の単一の色を定めることができる。当該行政機関は、車椅子利用者がアクセスできるタクシーを容易に識別することができるようにするための目印もまた定めることができる。」